

2017（平成29）年度 身体障害者補助犬育成促進事業等 実施実態調査結果

調査対象期間 2017年4月～2018年3月
調査表送付 2018年11月
報告書作成 2019年10月



特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

目 次

2017（H29）年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果	1
補助犬育成促進事業実施実態調査結果 単純集計（都道府県 47 件）	10
補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査結果 単純集計（政令指定市 20 件・中核市 48 件）	33
	57
2017（H29）年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果	54
図 1 介助犬・聴導犬 過去 8 年間に関する希望相談の有無：都道府県（2007～2017 年度）	54
図 2 2017（H29）年度 補助犬育成促進事業 実施件数・助成額（都道府県別）	55
図 3 2007 年度～2017 年度の補助犬育成促進事業実施件数	56
図 4 2018 年度の補助犬育成促進事業の実施予定（2010～2016 年度）	57
表 1 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況	58
表 2 2017（H29）年度 補助犬育成促進事業 実施件数・助成額（都道府県別）	59
表 3 2018（H30）年度 補助犬育成促進事業 実施予定件数・予定額（都道府県別）	60
表 4 都道府県における補助犬育成促進事業の助成金交付先について	61
表 5 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について（都道府県、政令指定都市、中核市）	62
災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて結果 都道府県	63
災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて結果 政令指定都市	66
災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて結果 中核市	68
身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果（都道府県） アンケート用紙	71
補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査（政令指定都市・中核市） アンケート用紙	80
補表 身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況（H29.9.1 現在の都道府県別実働数）	87

2017年度（平成29年度）身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査報告

I はじめに

2002年の身体障害者補助犬法成立に伴い、盲導犬訓練施設運営に加え、介助犬・聴導犬訓練事業が第二種社会福祉事業となった（社会福祉法第二条第3項の五改正による）。身体障害者補助犬育成事業は、2006年10月から、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業のメニュー事業の一つとして位置づけられ、各都道府県が実施主体となり事業が継続されてきた。また、2007年10月には身体障害者補助犬法が改正され、2008年4月より「補助犬のトラブルに関する相談窓口の設置」や2008年10月より「民間の職場（従業員56名以上^注）での補助犬の受け入れが義務化」された。相談窓口は都道府県・政令指定都市及び中核市の担当部局に設置されることとなり、補助犬に関する苦情やトラブルなどに関し、各都道府県知事（政令指定都市及び中核市の場合は市長）は必要な助言や指導、関係行政機関の紹介を行うこととなった。

注）法定雇用障害者数が1人以上である事業所の最小の従業員数。1960年の身体障害者雇用促進法（1960年）で初めて障害者雇用率制度が導入された（民間企業には努力義務）。1976年には法的義務化され1.5%となり、その後、1988年に1.6%、1997年に「1.8%、56名以上」、2013年に「2.0%、50名以上」、2018年に「2.2%、46名以上」、そして、2021年/月3末までに2.3%に引き上げられる予定である。

II 調査目的

2002年に補助犬法が施行されてから17年経過するが、未だに補助犬の実働数は十分ではない。更に、これまでの調査からも、補助犬育成補助事業の予算が消費されていなかった実態が明らかとなった。そこで、盲導犬・介助犬・聴導犬訓練の三事業について補助犬育成補助事業の実施状況と課題を知ることを目的として、自治体に対して継続的に調査を行っており、2017年度も調査を実施した。

III 調査方法

本調査は、2003年～2008年に独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業として毎年行われ、2009年以降はNPO法人 日本介助犬アカデミーが自主事業として実施してきた。各年度の調査報告書は、厚生労働省、都道府県、政令指定都市、中核市、その他関係団体へ配布してきた。2015年7月以降は、法人名称変更に伴い、NPO法人 日本補助犬情報センターが本調査を実施した。

補助犬育成補助事業の実施母体となる47都道府県と20政令指定都市・48中核市に対して、2017年度のアナケート調査を2018年11月に行った。実施方法はアナケート用紙をEメールにてワードファイル(.docx)で添付にて送信した。回収はEメールに添付、もしくは、一部FAXにて行った。過去の実施日は2003年3月、2004年1月、2005年4月、2006年3月、2007年1月、2008年1月、2009年2月、2010年3月、2011年3月、2012年3月、2013年3月、2014年7月で、2005年4月の調査では、実施状況に関するアナケート調査に加えて補助犬育成補助事業実施要綱を取り寄せて内容の分析を行った。また、2007年1月以降の調査では、2005年4月以降に変更のあった要綱を取り寄せ、追跡調査を行っている。

なお、当該事業が「障害者社会参加総合推進事業」から「地域生活支援事業（都道府県事業）」に再編されたことにより、政令指定都市における実施はすべて廃止されたため、2008年は補助事業に関する調査対象を都道府県のみとしたが、2009年2月からの調査では、政令指定都市と中核市に対しても受け入れ等に関する調査を行っている。

IV 調査結果

A. アンケート調査表の回答率：

2003 年度から 2015 年度（今回）までのアンケート調査票の回答率は以下の通りであり、都道府県および政令指定都市・中核市で 2006 年度以降の全年度に渡って 100%の回収率であった。

2003 年度：回答率 96.7%

2004 年度：回答率 98.3%

2005 年度：回答率 100%

2006 年度：回答率 100%（回答総数 61 件；都道府県＋政令指定都市 2006 年 3 月現在）

2007 年度：回答率 100%（回答総数 47 件；都道府県のみ）

2008 年度：回答率 100%（回答総数 103 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2009 年 2 月現在）

2009 年度：回答率 100%（回答総数 106 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2010 年 2 月現在）

2010 年度：回答率 100%（回答総数 106 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2011 年 3 月現在）

2011 年度：回答率 100%（回答総数 109 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2012 年 3 月現在）

2012 年度：回答率 100%（回答総数 109 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2013 年 3 月現在）

2013 年度：回答率 100%（回答総数 109 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2014 年 3 月現在）

2014 年度：回答率 100%（回答総数 109 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2015 年 3 月現在）

2015 年度：回答率 100%（回答総数 112 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2016 年 3 月現在）

2016 年度：回答率 100%（回答総数 114 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2017 年 3 月現在）

2017 年度：回答率 100%（回答総数 115 件；都道府県＋政令指定都市＋中核市 2018 年 3 月現在）

B. 2017 年度補助犬育成事業実施実態調査（都道府県調査）の結果

：単純集計のデータは 10 ページから 32 ページに掲載した。

基本データ

1. 1.第二種社会福祉事業届出の増減

①平成 29 年度中の新規届出について

東京都と山口県で、各 1 件の新規届出があった。

②平成 29 年度中の届出取り消しについて：平成 29 年度中の取り消し手続きなし。

育成促進事業

2. 使用者の有無.

補助犬の使用者が存在した都道府県は、盲導犬では 89%（42 都道府県）、介助犬では 47%（22 都道府県）、聴導犬では 28%（13 都道府県）であった。

3. 補助犬希望者の有無と希望者ありの件数：54 ページの図 1 を参照.

補助犬の希望者が存在した都道府県は、盲導犬で 37 都道府県、介助犬で 10 都道府県、聴導犬で 5 都道府県であった。介助犬と聴導犬では希望者が存在した都道府県が少なく、かつ件数もわずかであった（それぞれ 10 件、5 件）。その他では、「県内の補助犬貸与希望者は育成事業者へ直接申し込むため、県では希望者の有無や数を把握していない」という回答であった。

4. 2017 年度の補助犬育成補助事業の実施：55 ページ図 2、59 ページ図 3、62 ページ表 2 を参照.

補助犬育成補助事業を実施した都道府県は、盲導犬で 72%（34 都道府県）、介助犬で 19%（9 都道府県）、聴導犬で 11%（5 都道府県）であった。

5. 次年度（2018 年度）の補助犬育成補助事業の実施予定：57 ページ図 4、60 ページ表 3 を参照.

次年度（2018 年度）の補助犬育成補助事業の実施予定を組んでいた都道府県は、「補助犬の種類に限らず」が 34%（16 都道府県）、盲導犬が 49%（23 都道府県）、介助犬が 9%（4 都道府県）、聴導犬が 6%（3 都道府県）であった。

6. 育成補助事業の助成金の交付先：61 ページ表 4 を参照.

盲導犬、介助犬、聴導犬の 3 種とも、70% (33 都道府県) においては、「希望者が選んだ訓練事業者」を助成金の交付先としていた。助成金の交付先が「委託団体」であったのは、盲導犬で 21% (10 都道府県)、介助犬で 15% (7 都道府県)、聴導犬で 15% (7 都道府県) であった。

7. 補助犬希望者の募集方法.

随時募集が 42% (20 都道府県)、一定期間を定めて募集が 40% (19 都道府県)、先着順 9% (4 都道府県) などであった。

8. 希望者募集の結果実施予定数に達しなかった場合の再募集.

再募集を実施しているが 17%、実施していないが 13%、状況により検討が 21%であった。

育成計画の作成

9. 助成候補者決定における調査や評価について：62 ページ表 5 を参照.

1) 調査の実施と実施方法について

2017 年度の本調査の単純集計 (12 ページ) では、調査を実施している都道府県は 70% (33 都道府県) であった。都道府県主体で調査を実施しているのは 53% (25 都道府県)、委託しているのは 15% (7 都道府県) であった。委託調査時に担当者が立ち会っているのは 2 都道府県にすぎなかったが、4 都道府県は調査報告書の提出を求めている。

2) 評価の実施と実施方法について

評価を実施している都道府県は 60% (28 都道府県) であった。そのうち、都道府県主体で評価を実施しているのは 57% (16 都道府県)、委託しているのは 36% (10 都道府県) であった。委託している都道府県のうち、委託評価時に担当者が立ち会っているのは 10% (1 都道府県) にすぎず、70% (7 都道府県) が評価報告書の提出を求めている。

理解促進・普及啓発

10. 補助犬法や補助犬に関する取り組み.

補助犬に関する助成施策の実施では、15% (7 都道府県) に過ぎず、次年度の実施予定も 8 都道府県であった。理解促進事業の実施では 23% (11 都道府県) であり、次年度の実施予定も 15 都道府県に止まっていた。啓発活動の実施では、83% (39 都道府県) であり、パンフレット等資料の配布、メディアの活用、イベントの開催や協力などが実施されていた。ニーズならびに供給体制の把握事業の実施では、26% (12 都道府県) であった。連携体制の取り組み実施は、4% (2 都道府県) であった。

助成施策、理解促進事業、啓発活動事業、ニーズならびに供給体制の把握事業、連携体制について、独自性のある取り組みが自由記載で記述されていた。

相談・問い合わせ

11. 相談内容の記録と保管.

89% (42 都道府県) は相談内容の記録と保管を行っていた。

12. 補助犬に関する相談・苦情など.

補助犬に関する相談・苦情などがあつた都道府県は、盲導犬で 77% (36 都道府県)、介助犬で 15% (7 都道府県)、聴導犬で 13% (6 都道府県) であり、補助犬の 3 種間で相違が大きかった。

12-1. 問い合わせの項目と相談者について

相談や問い合わせを寄せた者については、盲導犬では使用者からの問い合わせや相談が多かった。介助犬と聴導犬では相談や問い合わせ件数が少なく、両者とも偏りを認めなかった。

一方、相談の内容については、盲導犬で同伴受け入れ拒否に関する相談が 65 件と突出して多かった。介助犬と聴導犬では、相談件数そのものが少ないために偏りを認めなかった。

12-2. 相談の具内容的内容.

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬で多かった。介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であった。

1 3. 補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容などに関する普及啓発活動.

58% (27 都道府県) で、補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的な内容を自由記載で述べていた。

1 4. 「身体障害者補助犬法改正」及び「補助犬育成補助事業」等に関するご意見 (自由記載).

意見や要望の記載は調査結果の通り。

C. 2017 年度補助犬同伴の受け入れ状況等に関する実態調査 (政令指定都市 20・中核市 48) の結果:

単純集計のデータは 33 ページから 53 ページに掲載した。

基本データ

1. 1. 第二種社会福祉事業届出の増減

①平成 29 年度中の新規届出について: 全ての都市で第二種福祉事業届出の増減はなかった。

②平成 29 年度中の届出取り消しについて: 平成 29 年度中の取り消し手続きなし。

育成促進事業

2. 使用者の有無.

補助犬の使用者が存在した都市は、盲導犬では 59% (40 都市)、介助犬では 24% (16 都市)、聴導犬では 10% (7 都市) であった。

3. 補助犬育成補助事業の希望者の有無.

希望者が存在した都市は、盲導犬で 12 都市 (18%)、介助犬で 5 都市 (7%)、聴導犬で 1 都市 (2%) であった。

理解促進・普及啓発

4. 補助犬法や補助犬に関する取り組み

補助犬に関する助成施策の実施では、25% (17 都市) であり、次年度の実施予定も 18 都市であった。理解促進事業の実施では 14% (9 都市) であり、次年度の実施予定も 10 都市に止まっていた。啓発活動の実施では、58% (39 都市) であり、パンフレット等資料の配布、イベントの開催や協力などが実施されていた。ニーズならびに供給体制の把握事業の実施では、8% (5 都市) であった。連携体制の取り組み実施は、5% (3 都道府県) であった。

補助犬に関する助成施策、理解促進事業、啓発活動事業、ニーズならびに供給体制の把握事業、連携体制について、独自性のある取り組みが自由記載で記述されていた。

相談・問い合わせ

5. 相談内容の記録と保管.

81% (55 都市) は相談内容の記録と保管を行っていた。

6. 補助犬に関する相談・苦情など.

補助犬に関する相談・苦情などがあつた都市は、盲導犬で 20 都市 (30%)、介助犬で 8 都市 (12%)、聴導犬で 8 都市 (12%) であり、補助犬の 3 種間で相違が大きかった。

問い合わせの状況のうち相談や問い合わせを寄せた者は、盲動犬では使用者からの相談や問い合わせが多

く、介助犬と聴導犬では相談や問い合わせが少なく偏りを認めなかった。一方、相談の内容では、盲導犬で同伴受け入れ拒否に関する相談が 20 件と突出していた。介助犬と聴導犬では、相談件数そのものが少ないために偏りを認めなかった。

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬が多かった。介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であった。

7. 補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関する普及啓発活動.

政令指定都市・中核市の 38% (26 都市) で補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的な内容を自由記載に述べていた。

その他・意見など

8. 「身体障害者補助犬法」等に関する意見、要望、質問等 (自由記載).

いくつかの重要な意見や要望が記載されていた。

災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて

取り組みありは 19% (9 都道府県)、25% (68 都市) にすぎなかった。

V 考察

補助犬育成補助事業 (助成) のうちの盲導犬については、1979 年 (昭和 54 年) 6 月から『障害者社会参加促進事業』の中のメニューの 1 つとして取り入れられ、盲導犬の育成を計画的に進めるために必要な育成費用は「障害者社会参加総合推進事業」により国庫補助の対象となった。身体障害者補助犬法成立 (2002 年) により、2003 年度 (平成 15 年度) より介助犬と聴導犬も国庫補助の対象となり、訓練事業者による身体障害者補助犬育成に対する助成が始まった。2006 年 (平成 18 年) 10 月からは障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われるようになり、都道府県の事業として位置付けられた。地方公共団体が柔軟に要綱などを定めて運用することが可能である。

2008 年に身体障害者補助犬法が改正され、都道府県、政令指定都市、中核市には苦情窓口の設置が規定された。そして、2016 年度 (平成 28 年度) からは、従来からの「①補助犬の育成への助成」に加えて、「②地域における理解促進・普及啓発に要する費用」、「③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用」が補助対象として加えられた。しかしながら、①の助成も不十分な状態であるが、②と③の費用への補助はまだ十分に活用されていない状態であった。2015 年度までの本実態調査の調査表は、主に①の助成に関する設問で構成されてきた。2016 年度の本実態調査から、①に加えて②と③に関する費用や補助についての設問内容を区分し、特に③の課題では実施内容についての設問を設定した。

1. 身体障害者補助犬育成補助事業 (助成金) の実施状況

身体障害者補助犬育成補助事業 (助成金) の実施状況については、1979 年から実施されてきた盲導犬と、2003 年から開始となった介助犬・聴導犬との間に依然として差異がみられた。

盲導犬育成への助成を実施した都道府県の数 (図 3 56 ページ) は、調査を開始した 2007 年以降で大きな変化を認めなかった。2013 年度は 31 都道府県であったが、2014 年度には 33 都道府県に増加し、2017 年度は 34 都道府県 (66 件) にとどまった。介助犬については 2017 年度の助成実施県数が 4 都道府県 (9 件) に止まり、聴導犬では 2 都道府県 (7 件) のみであった。

2013 年度は盲導犬への助成実施件数 0 件の都道府県が 16 都道府県 (34%) に達し、2007 年以降の最多となったが、2014 年度は 13 都道府県 (28%) に減少した。2017 年は 0 件の都道府県が 11 都道府県 (23%) であり、1~3 件を実施する都道府県が 31 に増加した。2017 年度は、介助犬および聴導犬への助成実施件数 0 件の都道府県が依然として圧倒的に多かった。(それぞれ 38、42 都道府県)

一方、「身体障害者補助犬サイト（厚生労働省）に開示された身体障害者補助犬指定法人の認定実績」や「盲導犬訓練施設年次報告書」などを基にして分析された2017年度の新規育成状況は、盲導犬合計139頭（新規48/代替139）、介助犬育成頭数14頭（新規14/引退11）、聴導犬育成頭数9頭（新規9/引退7）であった（分析：木村佳友氏）。

つまり、補助犬育成事業の実施件数と実際の育成頭数は大きく乖離していた。補助犬の新規育成頭数が盲導犬では2008年以降から漸減傾向であり、介助犬では増減変動が著しく、聴導犬では増減変動を認めた。また、2017年度で実際に認定犬を育成できた訓練事業者は、介助犬で全20団体中10団体、聴導犬で全17団体中の5団体にすぎなかった（盲導犬では全11法人で新規育成があったが、1頭にすぎなかったものが4団体であった）。注)

注) 木村佳友氏（日本介助犬使用者の会）による分析である。盲導犬については盲導犬訓練施設年次報告書（日本盲人社会福祉施設協議会）のデータを引用しグラフ化した。介助犬と聴導犬については、木村佳友氏（日本介助犬使用者の会）による分析である（厚生労働省の補助犬サイトに開示された資料も参照した）。それぞれの閲覧サイトは以下である。

厚生労働省 身体障害者補助犬 指定法人の認定実績
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177483.html>

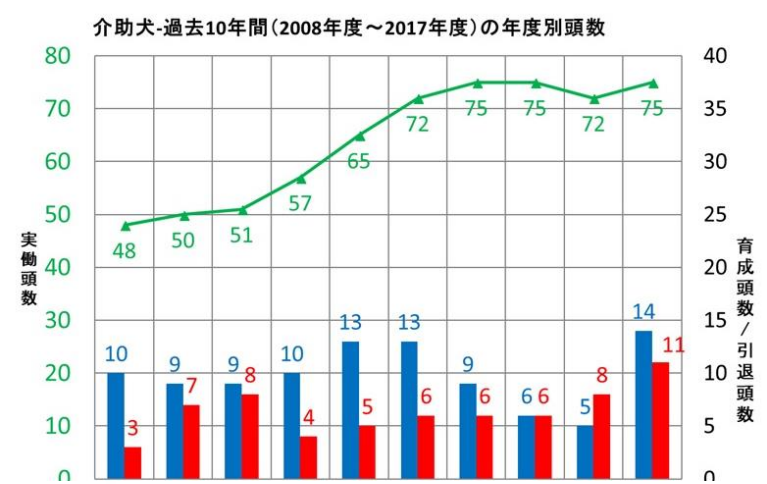
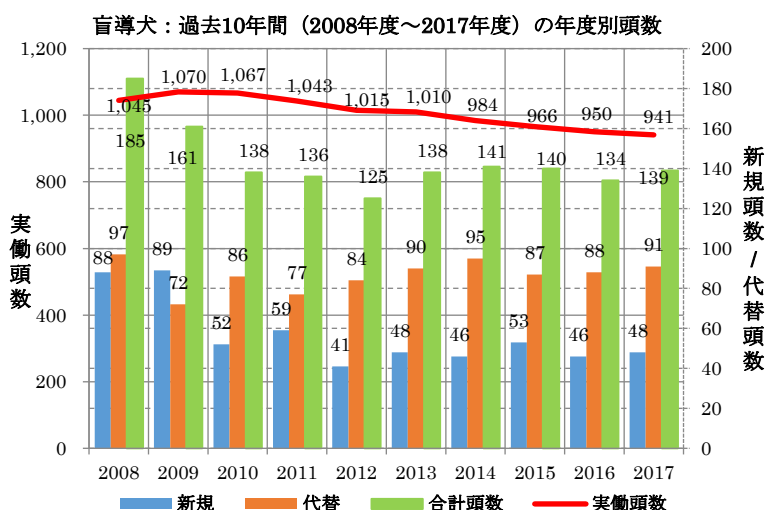
介助犬の頭数について【2019/03/19 更新】

http://www.jsdrc.jp/hojoken/kaijoken_suu/

聴導犬の頭数について【2019/03/19 更新】

http://www.jsdrc.jp/hojoken/chodoken_suu/

こうした認定実績と育成補助実績との乖離や補助犬新規育成頭数の減少/増減変動などの理由は、十分に解明されていない。指定法人や訓練事業者が補助犬使用者と補助犬に関する情報を地方自治体に報告する制度（システム）が存在しておらず、地方自治体では補助犬使用者数などを正確に把握することができないためであろうと推定できる。また、盲導犬は国家公安委員会、介助犬と聴導犬は厚労省の所轄であるという縦割り行政も一因かもしれない。加えて、この助成制度を利用（申請）しない補助犬希望者も存在しているのでであろう。補助犬の普及啓発のためには、厚労省（国家公安委員会含む）と居住地の地方自治体へ正確に補助犬使用者が登録（把握）されるようにする制度（システム）を整備することが必要である。さらに、育成補助のための助成金額が低すぎることも、普及啓発への補助やニーズの把握及び育成計画の作成等への補助が十分に周知されていないことも原因であろう。介助犬と聴導犬の訓練事業者は小規模（零細）な事業規模のものが多く、認定犬を育成できている訓練事業者が非常に少ない。このことも補助犬の増加しない原因、及び盲導犬が漸減傾向となっている原因であろう。



育成補助事業の次年度の実施予定については、2018 度（図 4）では盲導犬、介助犬、聴導犬の全てにおいて実施を予定した自治体数はこれまでとほぼ同等であった。前年度の育成補助事業（助成）の実績が低いために、前年度の実績を踏襲して、実施予定が決められているのであろう。

補助犬 1 頭あたりの育成助成金額については、例年同様、150 万円から 200 万円にとどまっており、極めて不十分な助成の状態が恒常化していた。各自治体によって依然として金額差が認められた。2014 年度と比較して、補助犬種を問わず、ほとんどの都道府県で 1 頭あたりの助成金額は増減なしであった。各自治体間による助成金額の格差を縮小していく取り組みに関しては今後も継続して検討していく必要がある。

助成候補者決定に関わる調査と評価では、多くの都道府県は調査や評価を実施しており、委託が少なかった。委託の場合は、調査時で 2 都道府県、評価時に 1 都道府県が担当者の立ち会いを実施していた。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業の補助メニューへの位置付けと個々の支援事業への地方自治体の補助は十分に定着していないと考えられた（補助金額のばらつきが著しく、一括した補助金額記載を認めた）。

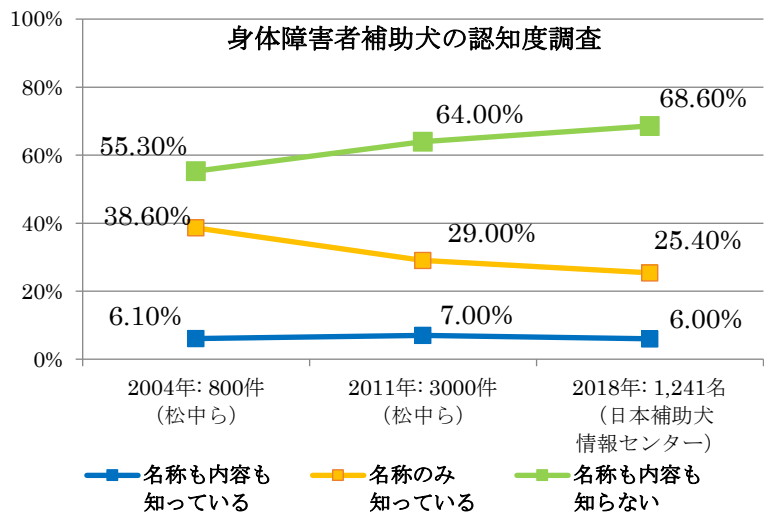
1) 地域における理解促進・普及啓発

日本補助犬情報センターの「就労している成人への身体障害者補助犬法周知と身体障害者補助犬の受け入れに関する調査（2018 年）」によると、就労している成人への補助犬の周知や受け入れ状態は先行研究（松中ら）に比較して、「（補助犬法の）名称も内容も知らない」という者が漸増していた。つまり、補助犬法施行から 17 年が経過し、様々な啓発事業が実施されてきたにも関わらず、補助犬法による「補助犬受け入れ義務」などの規定が一般の就労成人には知られておらず、一般市民への理解促進・啓発をますます強化する必要があることを示していた（https://www.jsdrc.jp/jsdrc_doc_reports/2018-shurousha-hojoken-chosa/ 41 ページ）。

都道府県の障害福祉課に対して「補助犬の希望相談」のあった都道府県数は、補助犬の 3 種ともに増減変動を示し、2017 年度では、盲導犬で 81%、介助犬で 21%、聴導犬で 11%と補助犬種による差異が著しかった（図 1）。

「相談問い合わせ内容」の内訳のうち同伴拒否に関するものは、盲導犬使用者からの相談が突出しており、盲導犬使用者の同伴拒否に対する不満や怒りが鬱屈していると推定できる。介助犬と聴導犬では、それらの使用者数が少なく、同伴拒否事例の数も少ない状態であった。

補助犬種によって相談件数と相談内容に違いがみられるものの、都道府県の障害福祉課が苦情や相談を受ける部署として認識され、苦情や相談を受ける窓口としての機能を果たしてきていると考えられた。政令指定都市や中核市では、都道府県よりも身近な地方自治体であるはずだが、補助犬に関する相談窓口として十分に利用されていない可能性があり、相談窓口の周知と啓発に更なる工夫を凝らすことが必要であろう。



2) 補助犬に関する問い合わせ、独自性のある取り組みに関する自由記載回答

a) 補助犬に関する問い合わせの具体的内容：

補助犬の希望（資料請求、新規貸与や代替え）に関する問い合わせは 3 種とも少なかった。それでも、資料請求にとどまらない様々な問い合わせが記載されていた。

補助犬同伴拒否への対応や相談は、都道府県と政令指定市・中核市ともに、多く寄せられており、それぞれの相談窓口では受け入れ拒否の飲食店や宿泊施設などへ事実確認や補助犬法の周知などの指導を適

切に実施しており、多くが解決に至っていた。補助犬法施行から15年が経過したにも関わらず、依然として補助犬受け入れ（同伴）拒否の事例が出現していた。医療機関、飲食店、宿泊施設、交通機関などの「受け入れ側」への啓発活動にとどまらず、一般市民への理解促進の啓発活動をさらに強化していく必要がある。マスメディア、補助犬訓練事業者、補助犬相談窓口、補助犬使用者団体などが連携して補助犬情報を発信し、福祉イベントや障害者週間に合わせた啓発活動を活発に実施していくことは有効であろう。

b) 補助犬相談窓口に関する市民への普及啓発活動：

地方自治体の庁舎内に補助犬相談窓口を設置することやHP・広報・ポスター掲示などに止まらず、多くの市民が集まってくる大型ショッピングモールやデパート、駅構内（エキナカ）などに、補助犬相談窓口のサテライト（補助犬コーナー・インフォメーションデスク）を設置し、パネルやポスターを掲示すると共に相談活動や補助犬デモンストレーションなどを行うことなども有効な普及啓発活動であろう。サテライト補助犬窓口では、障害の当事者を含めNPO法人などに運営事業を委託し、サテライト運営のための事業費への補助申請を検討するべきである。

補助犬相談窓口（サテライト窓口を含む）では障害者差別解消法への相談窓口と連携する事が大切である。補助犬への啓発や相談にとどまらず、障害理解にまで広がるような「心のバリアフリー」「インクルーシブ社会」「UD社会」などへ向けた情報発信のワンストップ（ちょっと立ち寄り）サービスが溢れるようになれば非常に有益である。

一方で、補助犬の受け入れを損なわせるような補助犬使用者による不適切なマナーや行動が寄せられていた。補助犬への虐待や不適切な取り扱い（飼育方法）などの動物福祉への抵触を指摘する内容もあり、訓練事業者、指定法人、補助犬使用者団体、補助犬相談窓口などが連携して補助犬使用者への教育や指導を行なうことが引き続き必要である。

連携体制の取り組みについては、設問内容が不十分であり、ほとんどの都道府県から具体的な連携内容が記載されていなかった。「補助犬の受け入れ拒否」は「障害者への差別」であるが、本調査の設問の中で障害者差別解消法に関する内容が欠落していたため、補助犬使用者の苦情相談窓口と障害者差別解消に関わる相談窓口との連携（協働）や役割分担に関する取り組みについての十分な分析が困難であった。

3) 独自の取り組み：

都道府県と政令指定都市・中核市では、補助犬健康管理支援事業、補助犬医療費の助成、登録手数料（狂犬病予防接種など）の免除、補助犬の飼育に関わる必要経費（飼料代など）の助成が行なわれていた。自治体間で助成内容に差異があり、補助犬の飼育に関わる日常の経費に比し助成内容（金額）は不十分で、補助犬の普及を阻害している可能性がある。

補助犬の訓練事業者の偏在が著しいため、遠隔地の事業所で共同訓練を受けなければならず、往復交通費を含めて「訓練費用の補助」を考慮する必要がある（少数の都道府県や都市は1往復の交通費を補助していた）。

多くの地方自治体は、補助犬の普及啓発のための独自の取り組みを、様々な工夫と努力の下に実施していた。受け入れ拒否の事例が多い飲食業、医療機関、タクシー業界、宿泊施設などに対して、業界団体への説明会の機会を設けたり、医師会を通して、パンフレットやステッカー、ポスターの配布や掲示などを依頼したりしていた。飲食店の営業許可申請時や食品衛生指導員養成講座などを利用した補助犬の啓発なども有効な啓発方法であろう。しかし、日常的に一般市民が補助犬とその使用者に出会うことは非常に少なく、同伴拒否の場面に立ち会う事もほとんど無い。したがって、自治体広報やHP、TV放送、全国紙などによる一般市民への啓発活動が重要である。補助犬使用者の体験談の企画や補助犬デモンストレーションの企画もまた重要である。

4. 地域でのニーズの把握及び育成計画の作成など

本年度も「補助犬育成補助事業実施実態調査」では、この課題に関する適切な設問内容を設けることができなかった(設問 9、10)。平成 28 年度の調査ではこの課題に関する設問を大幅に改訂する予定である。

5. 補助犬育成補助事業などに関するその他の意見、国に対する要望・質問に関する自由記載回答

補助犬育成補助事業の助成金(都道府県に交付)が不十分であることが、指摘されていた。しかし、地域生活支援事業である「地域における理解促進・普及啓発」と「地域でのニーズ把握・育成計画作成」に関する補助金利用は、都道府県、政令指定都市、中核市とも極めて少なく、補助犬以外への総合支援法予算が十分に配分されていないように推定された。厚労省、国家公安委員会(盲導犬)、地方自治体などは、補助犬育成補助事業助成金に頼っている、補助犬の普及啓発が進まないと言うことを明記するべきである。特に、国家公安委員会(警察庁)の HP には、所轄事項の盲導犬に関する一般向けの掲示サイトすら設けていない。盲導犬に関する所轄省庁を厚労省へ統合していくべきであろう。

6. 災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて

大きな自然災害が全国で頻発している中で、災害時の補助犬同伴避難の取り組みは極めて遅滞していた。早急に、地域で生活している補助犬使用者と補助犬を把握できる体制を確立し、同伴避難のガイドライン・マニュアルを策定し、同伴避難訓練を実施していくことは地方自治体の責務である。安否確認を含めて、これらを補助犬訓練事業者と共に考えていく必要がある。

VI まとめ

2002 年に身体障害者補助犬法が成立したが未だ周知は十分ではなく、2017 年度も依然として補助犬法の周知や理解受け入れについての啓発が不足していることが推察された。補助犬育成補助事業については、都道府県・政令指定都市・中核市を問わず、多数の意見や要望が挙げられていた。独自性のある取り組みが推奨されているが、取り組みの具体的な内容や効果などの情報を集約し、事例集(Q&A)として情報開示していくことが必要であると考えられた。

介助犬と聴導犬の育成については、訓練事業者が存在しない都道府県が非常に多く、広大な地域(北海道、東北、北陸、中国、沖縄)では全く存在していない。1 頭当たりの補助犬の育成費用は、盲導犬で約 300 万円以上、介助犬で 250 万円から 300 万円、聴導犬で約 100 万円といわれている。良質な犬種(繁殖犬)の入手費用・パピー犬・訓練費用・訓練士などの人件費・動物福祉のための経費・認定に要する費用、アフターケア費用などの詳細は不明である。育成補助事業費(助成費)は多くが 200 万円(補助犬種により差異あり)以下であった。国と都道府県による補助(助成)が不足しているため、ほとんどの訓練事業者は財源を寄付に頼らざるをえないのが実情である。

盲導犬では実動数と新規の認定数が減少傾向であり、介助犬と聴導犬では増減変動を認めた。訓練事業者の量的不足、補助犬育成補助(助成)の不足(寄付活動に労力を費やす)などの複合的なものであり、補助犬供給体制の脆弱と補助犬普及啓発の遅滞などにより負の悪循環を形成していると思われる。

補助犬の普及は代表的な国際生活機能分類(ICF)の社会モデル(生活モデル)である。国と地方自治体(都道府県)は、補助犬の普及へ向けて、育成補助(助成)や地域生活支援事業費などを増額する必要がある。まさに、「社会モデル」であり、「政治的課題」として取り組むことが必要である。

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。補助犬の同伴のみを理由にサービスの提供などを拒むことは、この法律による不当な差別的取扱いにあたる。補助犬の相談(苦情)窓口と障害者差別解消法の窓口が連携して対応することにより、補助犬同伴へのサービス拒否などの障害者差別が解決されていき、補助犬の普及が進む事を期待したい。

平成 29 年度（2017 年度） 補助犬育成促進事業実施実態調査結果

【回答総数：都道府県 47】

注)：() の数値は、都道府県の数を示す。

基本データ

1. 第二種社会福祉事業届出の増減

①平成 29 年度中の新規届出について（参照：表 1）

都道府県	訓練事業者名	届出日
東京都	社会福祉法人日本聴導犬協会 東京支部	記載なし
山口県	ドッグスクール Sue	平成 30 年 1 月 31 日

②平成 29 年度中の届出取り消し手続きについて：取り消し手続き なし

①育成促進事業

2. 都道府県における補助犬使用者数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	いる	いない	不明	その他・無記入
盲導犬	89% (42)	2% (1)	4% (2)	4% (2)
介助犬	47% (22)	36% (17)	11% (5)	6% (3)
聴導犬	28% (13)	53% (25)	13% (6)	6% (3)

3. 平成 29 年度中の補助犬の希望者について（参照：図 1）

	希望あり	希望なし	その他	無記入
盲導犬	78% (37)	15% (7)	2% (1)	4% (2)
介助犬	21% (10)	72% (34)	0	6% (3)
聴導犬	11% (5)	83% (39)	0	6% (3)

*その他：県内の補助犬貸与希望者は育成事業者へ直接申し込むため、県ではその数を把握していない

	希望ありと回答した都道府県における希望者の件数					合計
	1 件	2～3 件	4～5 件	6～8 件	9 件以上(最大数)	
盲導犬	17	15	3	1	1 (最大 9)	37
介助犬	9	1	0	0	0	10
聴導犬	3	1	1	0	0	5

4. 平成 29 年度の補助犬育成補助事業の実施について（参照：表 2、図 3）

	実施あり	実施なし	記載無し
盲導犬	72% (34)	23% (11)	4% (2)
介助犬	19% (9)	77% (36)	4% (2)
聴導犬	11% (5)	81% (40)	4% (2)

5. 平成 30 年度の補助犬育成補助事業の実施予定について（参照：表 3、図 4）

★補助犬の種類に限らずある：34% (16)

上記の都道府県以外で

	ある	ない	未定	無記入
盲導犬	49% (23)	6% (3)	6% (3)	4% (2)
介助犬	9% (4)	45% (21)	6% (3)	6% (3)
聴導犬	6% (3)	43% (20)	9% (4)	9% (4)

6. 補助犬育成補助事業の助成金交付先について（参照：表 4、図 2）

	希望者が選んだ 訓練事業者	指定する団体	委託する団体	その他	無記入
盲導犬	70% (33)	4% (2)	21% (10)	2% (1)	2% (1)
介助犬	70% (33)	4% (2)	15% (7)	2% (1)	9% (4)
聴導犬	70% (33)	4% (2)	15% (7)	2% (1)	9% (4)

*その他：委託対象事業者は以下の通り。訓練事業者は社会福祉法人、民法第 34 条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第 33 条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第 4 条の 2 第 4 項に規定する介助犬訓練事業または、聴導犬訓練事業を行う団体。

7. 希望者の募集方法について

随時募集	一定の期間を定めて 募集	先着順	その他
42% (20)	40% (19)	9% (4)	9% (4)

*その他：行っていない／県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っており、貸与に関する募集は行っていない／市町村ごとに募集を行っている。期間は一定の期間を定めている。

8. 募集の結果、実施予定数に達しなかった場合の再募集について

実施している	随時募集で実施	実施していない	状況により検討	記載無し
17% (8)	2% (1)	13% (6)	21% (10)	47% (22)

*設問 7 で「随時募集」と回答した都道府県については、上記について随時募集で実施 1 都道府県、記載無し 19 都道府県であった。

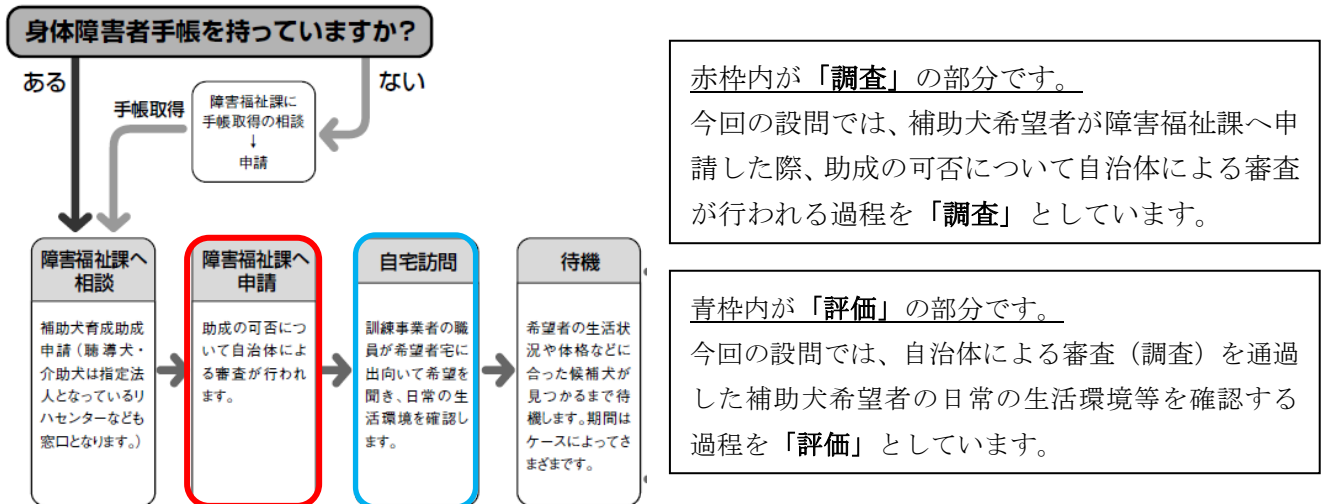
その他に、回答無し 3 都道府県であった。

②育成計画の作成

9. 助成候補者の決定における調査と評価について

【参考】助成候補者決定における調査、評価について。

以下、補助犬希望者の希望～合同訓練前までの流れです。



1) 調査の実施と実施方法について

【実施】

実施している	実施していない	その他	無記入
70% (33)	23% (11)	2% (1)	4% (2)

*その他：県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っているため、県が貸与候補者を選定することはない。

【方法】

都道府県主体	委託	その他	無記入
53% (25)	15% (7)	2% (1)	30% (14)

委託：盲導犬：都道府県主体、介助犬・聴導犬：委託している
その他：福祉事務所（市を含む）で実施している。

以下、調査を委託している場合のみ回答

・委託費用について、「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」（地域生活支援事業）利用の有無

利用あり	利用なし	無回答
86% (6)	0% (0)	14% (1)

・調査時の担当者立会いについて

立会いあり	立会いなし
29% (2)	71% (5)

- ・委託した調査の報告書提出について

提出を求めている	提出を求めているない
57% (4)	43% (3)

2) 評価の実施と実施方法について

【実施】

実施している	実施していない	無記入
60% (28)	38% (18)	2% (1)

*その他：県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っているため、県が貸与候補者を選定することはない。

【方法】

都道府県主体	委託	その他
57% (16)	36% (10)	7% (2)

*その他：市町村が実施
申請前（もしくは申請後）に事業者が希望者宅を訪問し、必要な聞き取りを行っている

以下、評価を委託している場合のみ回答

- ・委託費用について、「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」（地域生活支援事業）利用の有無

利用あり	利用なし	無回答
60% (6)	20% (2)	20% (2)

- ・評価時の担当者立会いについて

立会いあり	立会いなし
10% (1)	90% (9)

- ・委託した評価の報告書提出について

提出を求めている	提出を求めているない
70% (7)	30% (3)

理解促進・普及啓発

10. 補助犬法や補助犬に関する取り組み（助成施設、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）の実施や実施予定について。また、その取り組みに関する具体的な内容や、おおよその費用、「身体障害者補助犬育成促進事業」（地域生活支援事業）の補助金利用有無について。

【助成施策】

2017 年度：助成施策の実施	
実施あり	15% (7)
実施なし	85% (40)

	内容	費用	補助金 利用
埼玉県	身体障害者補助犬健康管理費助成事業	11,907,000	×
石川県	盲導犬の医療費用の補助（県内のユーザー団体に基金を設立）	2,633,360	×
福井県	身体障害者補助犬衛生管理事業（健康診断 3 回、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、犬フィラリア病抗原検査、犬フィラリア病予防薬などの衛生管理に必要な処置を県獣医師会に委託）	228,000 (38,000×6 頭)	×
長野県	県動物愛護センター、獣医師により補助犬（盲導犬中心）の健康診断（ドッグ・ドック事業）を実施している。	-	×
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」 補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種および、そのほかの疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	600,000	○
香川県	身体障害者補助犬健康管理費等（健康診断及び予防接種等健康管理上の措置等に係る経費）の助成（上限 2 万）	120,000	×

2018 年度：助成施策の実施予定	
実施あり	17% (8)
実施なし	83% (39)

	内容	費用	補助金 利用
埼玉県	身体障害者補助犬健康管理費助成事業	13,892,000	×
石川県	盲導犬の医療費用の補助（県内のユーザー団体に基金を設立）	2,633,360	○
福井県	身体障害者補助犬衛生管理事業（健康診断 3 回、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、犬フィラリア病抗原検査、犬フィラリア病予防薬などの衛生管理に必要な処置を県獣医師会に委託）	228,000 (38,000×6 頭)	×
長野県	県動物愛護センター、獣医師により補助犬（盲導犬中心）の健康診断（ドッグ・ドック事業）を実施している。	-	×
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」 補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種および、そのほかの疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	660,000	○
香川県	身体障害者補助犬健康管理費等（健康診断及び予防接種等健康管理上の措置等に係る経費）の助成（上限 2 万）	120,000	×

【理解促進】

2017年度：理解促進事業の実施	
実施あり	23% (11)
実施なし	77% (36)

	内容	費用	補助金 利用
栃木県	栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合の総会等の場における理解促進 PR	0	×
埼玉県	市町村担当課会議において、補助犬理解促進のための説明を行った	0	×
神奈川県	ビル管理協議会開催の研修会において、補助犬に係る説明を実施 *自主開催ではないが、県内の保健福祉事務所からの依頼により実施	0	×
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明	0	×
石川県	県内温泉旅館への研修時に補助犬についても啓発を行った	0	×
長野県	県庁見学イベント（こども記者体験）のメニューに「補助犬」を設け、県庁を訪れた小学生に対し、理解促進を図っている。	-	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
奈良県	障害のある人とない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。	2,920,000	×
島根県	補助犬施行令の一部改正通知に併せて、商工会議所等ヘリーフレットおよびステッカーを送付	-	×
	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図るために、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において、補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った	-	×
高知県	平成 29 年度市町村身体障害者団体会長会（H30.2.15）で補助犬の給付について説明	-	×
	平成 29 年度市町村身体障害者団体指導者研修会（H30.2.15）で補助犬の給付について説明	-	×
	平成 29 年度障害者週間の集い（H30.12.10）において、補助犬（盲導犬）啓発や体験歩行等を実施	-	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受入れ等について理解・協力を呼びかけている。	0	×

2018年度：理解促進事業の実施予定	
実施あり	32% (15)
実施なし	68% (32)

	内容	費用	補助金 利用
福島県	「動物愛護のつどい」において、補助犬の役割の説明や、デモンストレーションを実施し、来場者の理解促進及び普及啓発を実施	121,000	○
茨城県	市町村に対し、盲導犬の理解促進について研修予定	5000	×
栃木県	栃木県食品衛生協会の理事会等にて理解促進 PR	0	×
埼玉県	市町村担当課会議において、補助犬理解促進のための説明を行う予定	0	×
神奈川県	食品衛生指導員研修会において、補助犬に係る説明を実施 *自主開催ではないが、県内の保健福祉事務所からの依頼により実施	0	×
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明	0	×
石川県	県内温泉旅館への研修時に補助犬について啓発を行う	0	×
	飲食店の衛生管理責任者の研修時に補助犬について啓発を行う	0	×
長野県	県庁見学イベント（こども記者体験）のメニューに「補助犬」を設け、県庁を訪れた小学生に対し、理解促進を図っている。	-	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
和歌山県	人権フェスタのブースにおいて、県で作成した補助犬クイズを実施（2018年11月24日実施）	0	×
兵庫県	医療従事者向け研修会、学校等への出前講座	306,000	○
奈良県	障害のある人となない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。	2,640,000	×
島根県	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図るために、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において、補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った	-	×
高知県	平成30年度市町村身体障害者団体会長会（H31.2.15 予定）で補助犬の給付について説明	-	×
	平成30年度市町村身体障害者団体指導者研修会（H31.2.15 予定）で補助犬の給付について説明	-	×
	平成30年度障害者週間の集い（H31.12.9 予定）において、補助犬（介助犬）啓発や体験歩行等を実施	-	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受入れ等について理解・協力を呼びかけている。	0	×

【啓発活動】

2017年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	83% (39)
実施なし	17% (8)

	内容	費用	補助金 利用
北海道	当課主催イベント（授産製品販売会）会場でパンフレット配布コーナー設置	0	×
	希望する事業者や市町村等に対し、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布（随時実施）	0	×
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布	-	×
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についてのラジオ放送	-	×
岩手県	県庁内におけるパンフレットの回覧、ポスター掲示	-	×
宮城県	県ホームページでの普及啓発	-	×
	県庁障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示	-	×
	日本盲導犬協会「短期視覚障がいリハビリテーション」の周知協力	-	
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に係るページを掲載	-	×
茨城県	県主催イベント等でのステッカー配布	0	×
栃木県	県と民間企業との連携による定期的な情報発信コーナーの活用	0	×
	各種イベントへの訓練事業者の出席協力	0	×
	訓練事業者が主催するイベントの広報協力	0	×
群馬県	県ホームページへの掲載	-	×
	課内におけるポスター掲示、チラシ配布	-	×
埼玉県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	0	×
	県庁オープンデーにて、一般市民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施	0	×
千葉県	ヤクルト盲導犬贈呈式の開催	0	×
東京都	厚生労働省作成補助犬ステッカー・リーフレットの配布	0	×
神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布	0	×
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布	114,210	○
	県広報番組での普及啓発	一括計上	×
富山県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布（厚生センター等）	-	×
	県視覚障害者協会とともに、県ホテル・旅館生活衛生同業組合に対して、盲導犬等の組合員への周知等に係る要請活動を実施	-	×
石川県	障害の啓発イベント内に補助犬育成団体を招待し、普及啓発を行っている	8,200,000 イベント全体	×
長野県	ステッカーやパンフレット等を希望者に配布する	-	×
岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークのクリアファイル（H28年度に作成済）やパンフレットを、障がい者週間における街頭啓発等で県民に配布	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する普及啓発活動	206,000	○

三重県	三重県障がい者芸術文化際（1/13）介助犬デモンストレーション実施	200,000	○
	視覚障害者協会日常生活用具展示会（1/18）展示ブースの設置、盲導犬デモンストレーション実施		
	津市ユニバーサルデザイン発表会（2/18）展示ブース設置、補助犬のデモンストレーション実施		
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布		×
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	0	×
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報	0	×
	県 HP に、身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載	0	×
大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	0	×
	「第 15 回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演	25,000	×
兵庫県	県病院協会および県民間病院協会を通じ、県内の病院へパンフレット配布	0	×
	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及び DVD の紹介	0	×
鳥取県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布	0	×
島根県	新聞へ補助犬やステッカーについて掲載	-	×
	盲導犬に関する啓発ポスターの作成、市営バスへの広告掲載（デジタルサイネージ）	158,220	○
岡山県	「障がい者週間」啓発イベントにおいて、補助犬を紹介するパネルを展示	26,000	×
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施	5,070	○
	5/22 の「ほじょ犬の日」に合わせて、県 Facebook、県 Twitter にて記事を掲載	-	×
	県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布	-	×
山口県	市町等へのステッカー、リーフレットの配布	0	×
愛媛県	厚労省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関する Q&A を、飲食店営業の食品衛生責任者講習会において配布するとともに、旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて同組合員に配布	-	×
香川県	12 月開催の人権フェスタにおいて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布及びパネル展示	0	×
徳島県	イベント開催時や研修会等の機会をとらえて、パンフレットを配布した。	-	×
高知県	学校啓発で高知県内の 17 小中学校に盲導犬ユーザーを紹介し、児童や教師等にパンフレット 1,640 部を配布	68,000	×
	高知点字図書館と共催で関西盲導犬協会の協力を得て、盲導犬体験歩行及び盲導犬 PR の啓発活動実施（H29.9.25） →台風のため、中止	-	×
福岡県	盲導犬を主体として、講演会及び体験会を実施	6,969,109	○
	介助犬、聴導犬を主体として啓発活動、キャンペーンを実施	3,202,351	○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施	0	×
熊本県	窓口での広報（補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布）	-	×
宮崎県	障害者週間等を活用し、補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	-	×
	九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加	-	×
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬及び身体障害者補助犬給付事業について掲載している	-	×
	希望があれば、厚生労働省の補助犬ステッカー等を送付	-	×

沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受入れ等について理解・協力を呼びかけている。	0	×
-----	---	---	---

ステッカーやパンフレット等資料の配布（厚労省作成等既存のもの）→26 都道府県

独自のパンフレットやチラシ、制作物を配布→3 県

メディアの活用（ラジオ、新聞等）→4 県

イベントの開催や協力（訓練事業者によるデモンストレーションやユーザーの講演含む）→11 府県

2018 年度：啓発活動事業の実施予定	
実施あり	79% (37)
実施なし	21% (10)

	内容	費用	補助金 利用
北海道	当課主催イベント（授産製品販売会）会場でパンフレット配布コーナーを設置（実施済み）	0	×
	希望する事業者や市町村等に対し、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布（随時実施）	0	×
	北海道盲導犬協会の協力の下、授産製品販売会場にて PR 犬による盲導犬普及啓発ブースを設置（実施済み）	0	×
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布	-	×
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についてのラジオ放送	-	×
岩手県	県庁内におけるパンフレットの回覧、ポスター掲示	-	×
宮城県	県ホームページでの普及啓発	-	×
	県庁障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示	-	×
	日本盲導犬協会「短期視覚障がいリハビリテーション」の周知協力	-	×
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に係るページを掲載	-	×
茨城県	県主催イベント等でのステッカー配布	0	×
栃木県	県と民間企業との連携による定期的な情報発信コーナーの活用	0	×
	各種イベントへの訓練事業者の出展協力	0	×
	訓練事業者が主催するイベントの広報協力	0	×
群馬県	県ホームページへの掲載	-	×
	課内におけるポスター掲示、チラシ配布		×
埼玉県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	0	×
	県庁オープンデーにて、一般市民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施	0	×
千葉県	ヤクルト盲導犬贈呈式の開催	0	×
東京都	厚生労働省作成補助犬ステッカー・リーフレットの配布	0	×
神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布	0	×
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布	114,210	○
	県広報番組での普及啓発	一括計上	×

富山県	厚生センター等に対し、食品衛生責任者研修会において補助犬ステッカーやパンフレットを配布してもらうように依頼	-	×
	県視覚障害者協会とともに、県ホテル・旅館生活衛生同業組合に対して、盲導犬等の組合員への周知等に係る要請活動を実施予定	-	×
石川県	障害の啓発イベント内に補助犬育成団体を招待し、普及啓発を行う	8,200,000 (イベント全体)	×
長野県	ステッカーやパンフレット等を希望者に配布する	-	×
岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークのクリアファイル（H28年度に作成済）やパンフレットを、障がい者週間における街頭啓発等で県民に配布	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する普及啓発活動	300,000	○
三重県	「介助犬を知ろう」啓発事業（8/4）介助犬デモンストレーション実施、相談コーナー設置	4件で 200,000	○
	三重県障がい者芸術文化祭（1/17）チラシの配布等		
	視覚障害者協会日常生活用具展示会（1/17）展示ブースの設置、盲導犬デモンストレーション実施		
	津市ユニバーサルデザイン発表会（2/2）展示ブース設置、聴導犬のデモンストレーション実施		
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	-	×
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布	0	×
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報	0	×
	県HPに、身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載	0	×
	人権フェスタのブースにおいて、補助犬リーフレットを配布	0	×
大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	0	×
	「第16回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演	25,000	×
兵庫県	補助犬普及啓発イベントの開催	200,000	○
	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及びDVD紹介	0	×
鳥取県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布	0	×
島根県	新聞へ補助犬やステッカーについて掲載	-	×
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施	5,070	○
	5/22の「ほじょ犬の日」に合わせて県Facebook、県Twitterにて記事を掲載	-	×
	県庁舎内にポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布	-	×
山口県	市町等へのステッカー、リーフレットの配布	0	×
	盲導犬施設職員等による盲導犬紹介（障害者支援団体等の活動を紹介するイベントのひとつとして）	0	
香川県	12月開催の人権フェスタにおいて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布及びパネル展示	10,800	○
徳島県	イベント開催時や研修会等の機会をとらえて、パンフレットを配布した	-	×
高知県	学校啓発で高知県内の16小中学校等に盲導犬ユーザーを紹介し、児童や教師等にパンフレット1,400部を配布予定	68,000	×

	「オーテピア高知声と点字の図書館」と共催で関西盲導犬協会の協力を得て、盲導犬体験歩行、盲導犬 PR の啓発活動を実施予定 (H30.12.16 予定)	80,000	×
福岡県	盲導犬体験歩行会等のイベントによる啓発を実施	8,288,000	○
	補助犬を紹介するステージイベント等による啓発を実施	4,679,000	○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施	0	×
熊本県	窓口での広報 (補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布)	-	×
宮崎県	障害者週間等を活用し、補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	-	×
	九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加	-	×
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬及び身体障害者補助犬給付事業について掲載している	-	×
	希望があれば、厚生労働省の補助犬ステッカー等を送付	-	×
	障害者週間等のイベントにおいて、厚生労働省作成のリーフレット等を配布	-	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例 (沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例) のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受入れ等について理解・協力を呼びかけている。	0	×

【ニーズならびに供給体制の把握事業】

2017 年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	26% (12)
実施なし	74% (35)

	内容	費用	補助金利用
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している		×
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年を管理することにより、更新希望を照会		×
	各協会に対し、直接給付希望があったか確認している		×
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について定期的に調査を行った	0	×
富山県	富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬希望者数などを把握してもらった	60,000	○
石川県	県内の盲導犬利用者から補助犬希望者について情報提供を受けている	0	×
長野県	毎年 9 月頃、市町村に調査を実施し、補助犬希望者の状況・利用者数の把握を行っている。	-	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、個別相談への対応や給付希望者への情報提供、使用者等に対する衛星や行動に関する指導等を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者の育成頭数の把握	0	×
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握		×
奈良県	補助犬貸与事業の予算資料の際に、補助犬ユーザーの把握を行っている	5,280,000	○
広島県	委託先・再委託先からの把握		×
沖縄県	補助犬育成補助事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県 HP 募集広告を行い、希望者を把握している	0	×

2018年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施予定	
実施あり	30% (14)
実施なし	70% (33)

	内容	費用	補助金 利用
岩手県	補助犬希望者数の調査	-	×
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している	-	×
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年管理することにより、更新希望を照会	-	×
	各協会に対し、直接給付希望があったか確認している	-	×
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について定期的に調査をする	0	×
新潟県	補助犬希望者数の把握	0	×
富山県	富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬希望者数などを把握してもらう予定	60,000	○
石川県	県内の盲導犬利用者から補助犬希望者について情報提供を受けている	0	×
長野県	毎年9月頃、市町村に調査を実施し、補助犬希望者の状況・利用者数の把握を行っている。	-	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、個別相談への対応や給付希望者への情報提供、使用者等に対する衛星や行動に関する指導等を実施	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者の育成頭数の把握	0	×
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握	-	×
奈良県	補助犬貸与事業の予算資料の際に、補助犬ユーザーの把握を行う	5,280,000	○
広島県	委託先・再委託先からの把握		×
沖縄県	補助犬育成補助事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県HP募集広告を行い、希望者を把握している	0	×

【連携体制の取り組み】

2017年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	4% (2)
実施なし	96% (45)

	内容	費用	補助金 利用
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、個別相談への対応や給付希望者への情報提供、使用者等に対する衛星や行動に関する指導等を実施	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市、呉市へ相談が寄せられる度に、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う	-	×

2018年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	4% (2)
実施なし	96% (45)

	内容	費用	補助金 利用
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、個別相談への対応や給付希望者への情報提供、利用者等に対する衛星や行動に関する指導等を実施	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市、呉市へ相談が寄せられる度に、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う	-	×

相談・問い合わせ

1 1. 補助犬に関する相談内容の記録、保管について

記録・保管している	記録・保管していない
89% (42)	11% (5)

1 2. 平成 29 年度の補助犬に関する相談・苦情等について

	相談・苦情があった	相談・苦情がなかった
盲導犬	77% (36)	23% (11)
介助犬	15% (7)	85% (40)
聴導犬	13% (6)	87% (41)

12-1. 補助犬に関する問い合わせの項目と相談者について

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	0	1	0	1	0	1	1	4
資料請求	1	0	0	0	5	2	3	11
その他問合わせ	4	2	0	1	3	9	4	23
同伴拒否関連	55	0	0	3	1	2	4	65
その他苦情	0	0	0	1	0	1	3	5

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	0	0	0	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	1	1
その他問合わせ	0	1	0	0	0	2	0	3
同伴拒否関連	3	0	0	0	0	0	0	3
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	0	0	0	0	0	0	0	0
資料請求	0	1	0	0	0	0	0	1
その他問合わせ	0	0	0	0	0	1	1	2
同伴拒否関連	0	0	0	1	0	0	3	4
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

12-2. 相談の具体的な内容

1) 盲導犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
希望者	市から給付希望者がいるという情報提供	申請期間が過ぎていたため、次年度対応とした
その他	盲導犬について案内をしたい	県ホームページを紹介し、まずは訓練事業者と連絡を取ることを案内するよう伝えた。

■資料請求

相談者	内容	対応
その他	小学校の授業で使用するため、「ほじょ犬もっと知ってBOOK」を送付して欲しい	必要部数を送付した。
	補助犬リーフレット、ステッカーの送付希望。	送付対象：ユーザーの会、市役所、障害福祉サービス事業所、企業
	補助犬シールの送付依頼	送付対応

■盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

【飲食店等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	視覚障害者の同行援護支援を行っている事業所から受け入れ拒否についての相談。飲食チェーン A の B 店舗入り口に「補助犬入店シール」が貼ってあり、盲導犬同伴を伝えると理由もないまま入店拒否。飲食チェーン A の C 店舗では「補助犬入店シール」が同様に貼ってあり、盲導犬同伴による入店を希望すると店員から「カウンターなら良い」と返答される。盲導犬を連れてのカウンター利用では狭いことから、ボックス席の利用を希望するが「カウンターのみ」との回答で、理由を尋ねるも説明がないまま「ダメ」といわれ、それ以上は言わずに帰ってきた。	補助犬担当課より飲食チェーン A へ受け入れ拒否の相談があったことを連絡する。担当者からは人事異動などで店舗担当者へ補助犬受入れについて周知が十分ではなかったとの説明を受ける。また、補助犬が携帯している証明書の提示を求めても問題ないかなどの質問があり、証明書の提示を求めることは問題ない旨、説明する。補助犬受入れステッカー及びパンフレットを飲食チェーン A の本部に送付し、店舗での受け入れ対応について周知していただくよう働きかける。
	飲食店において、混雑のため補助犬が座るスペースを確保できないとの理由により入店を拒否された。	事業者に対し、障害者差別解消法の趣旨や身体障害者補助犬法について説明し、配慮について協力依頼。
	飲食店の電話予約の際、補助犬同伴を理由に拒否された。	
	飲食店で受け入れ拒否 飲食店に補助犬同伴で入店したところ、店から受け入れ拒否された。	飲食店に対し事実確認と指導を行った。
	飲食店で食事の際、知人（聴覚障害者）が先行して店舗に行き、盲導犬同伴について店員に伝えたところ、上司に確認すると返答された。その後、店員から確認したが入店はできないと返答され、入店を断念した。	店長に身体障害者補助犬法による補助犬の受け入れ義務について説明のうえ、混雑時以外の盲導犬同伴での入店及び混雑時を含み盲導犬を客席から離れた場所に待機させた上での入店の可否について尋ねた所、いずれも可能という返答であった。以上を踏まえた上で、改めて補助犬の受け入れについて依頼した上、今後の参考として補助犬に関する資料を県から送付した。
補助犬使用者	県内のラーメン屋を利用しようとした所、盲導犬の同伴を拒否された。スタッフが統括店長に確認を取ったところ、犬を入れてよいとすると猫も入れなければならなくなる、という理由で同伴できないと返答された。補助犬法についての理解・認識が不足していると思われるので、県から助言・指導をお願いしたい。	補助犬法により原則受け入れが義務であることを説明のうえ、今後の受け入れについて確認したところ、受け入れる、との回答を得た。改めて、補助犬の受け入れについて依頼した。
	県内の飲食店利用時に入店を断られた。	飲食店に県から連絡をし、状況の確認と補助犬受入れについて情報提供を行った。
	飲食店に予約の連絡をしたが、盲導犬を理由に予約拒否をされた	事業主に連絡。盲導犬についての対応の認識は有しており、今回の対応について謝罪があった。市から指導を受け社内教育を徹底した。市の広報に盲導犬（補助犬）に関する理解啓発記事を掲載して周知した。

	盲導犬と同伴で飲食店へ入店したところ拒否された。	店舗に連絡。法に対する認識不足を認め、今後について、全店に対し社員教育、指導をしていくとの回答があった。県からはパンフレット、ステッカーを送付した。
	盲導犬使用者が飲食店へ訪問する際に、事前に盲導犬同伴で伺う旨を伝えたところ、「店舗入り口に鎖で繋いでおく必要がある」と回答があった。再度店内への同伴希望を伝えたところ、謝罪と店内までの入店を認める旨の連絡があったが、クレーマーとしてとらえられているような気がしたため、結局当該飲食店へは訪問しなかった。	当該飲食店へ身体障害者補助犬法の趣旨を伝え、今後同様の事態を防ぐよう社内通知に努めるとの旨、回答を受けた。・飲食店の所在地である市役所、及び盲導犬使用者の居住する市役所の補助犬担当課と情報共有
	政令市にある飲食店での入店拒否	政令市に連絡し、市から飲食店に対して説明と指導を行った
	飲食店での受け入れ拒否	身体障害者補助犬法の説明・啓発資料の送付
	他県から盲導犬使用者が来県した際に、宿泊施設及び飲食店で入店拒否された。	市担当課から補助犬法の趣旨を伝え、理解を求めた。今後受け入れる方向で了承を得た。
	コーヒーのチェーン店で入店拒否された	市がコーヒー店へ聞き取り調査の上事実確認した。本店では、全店で盲導犬の受け入れ拒否はしていないとのことであった。今回は、スタッフの知識不足が理由であった。
一般市民	飲食店の入店拒否	権限のある政令市に連絡をし、対応状況を確認した。

【公共交通機関等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	路線バスへの苦情 補助犬を帯同しているにもかかわらず、行き先アナウンスや料金支払い時の支援がなく、迷惑そうな扱いを受けた。	バス会社に対して事実確認と指導を行った。
	コミュニティバスの乗車を断られた。	本人に手紙を送付。(今後一層の周知徹底を図りたい、という内容)
	病院、公共交通機関、公共施設等の盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する相談	受け入れ拒否を行った事業者へ状況確認を行い、補助犬法の説明、リーフレット等の送付を実施し対応状況について相談者に報告した。
	盲導犬ユーザーが盲導犬同伴でタクシーに乗車しようとしたところ、乗車を断られ、利用することができなかった。(2件)	相談者としては、車両の特定等は求めず、このような事案が今もあることを関係者に認識してもらい、盲導犬に対する正確な理解を広げてもらいたいとの意向であった。これを受け、県と国(運輸支局)で業界団体を訪問し、事案の経緯を説明し再発防止の徹底を依頼した。
受入れ事業者	白杖を持った人が盲導犬らしき犬を連れて乗車してくるが、盲導犬とは思えない点が見受けられる。身体障害者手帳の提示を求めても応じてもらえない。全国盲導犬施設連合会に相談した所、県の障害福祉課を案内された。	当時の担当者から「補助犬法第12条により補助犬の表示が義務付けられていることを伝えた。まずは犬の胴体を見て盲導犬の表示があるかを確認し、ない場合は認定証の提示を求め、表示や提示がなく補助犬を同伴した場合は、通常のペットとして対応して差し支えない」と回答。

【ホテル等宿泊施設】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	ホテル宿泊時に朝食をとるため、館内レストランに入る際に従業員から補助犬を部屋に置いてくるように言われた	ホテルの責任者に対し、障害者差別解消法の趣旨や身体障害者補助犬法について説明し、配慮について協力依頼。
	ホテルでの受け入れ拒否（予約段階）	ホテルの責任者に補助犬法等を説明。理解していただき、予約を受け付けてもらった。
その他	宿泊施設で受け入れ拒否をされた。（市役所経由）	当該施設に対して受け入れ義務を説明し、従業員に周知してもらうよう依頼。リーフレットやステッカー等を送付
	盲導犬使用者のガイドヘルパーより通報。ホテル利用の際に盲導犬のにおいが充満するとの理由で、雨天時の利用を遠慮願いたいと言われた	事実確認のうえ、当該ホテルに対し指導を行った。
一般市民	県内の某宿泊施設のHPに「Q. 盲導犬・介助犬を連れて宿泊することはできますか？ A. できません。」「盲導犬、介助犬を連れてレストランを利用することはできますか？→できません。」の掲載があり、宿泊施設へ指導するようメールがあった。	県から当該宿泊施設に対し、身体障害者補助犬法において、盲導犬などの入館拒否はできないことを伝達し、メール送信者にも県の対応について連絡した。その後、宿泊施設のホームページから問題となった掲載内容が削除された。

【美容院、銭湯、カラオケ等】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	美容室での受け入れ拒否。美容室に補助犬同伴で入店したところ、店長から受け入れ拒否された。	美容室に対し事実確認と指導を行った
	スーパー銭湯で同伴拒否。ユーザー、銭湯、市の三者で対応したが、市の職員の補助犬への理解が足りないように思うので、アドバイスをしてほしい。	【アドバイス内容】盲導犬の行動を管理するため常に自分に付き添わせる必要があるため、可能な限り（浴室の手前、脱衣所まで）盲導犬を同伴させるべきである。スーパー銭湯内には飲食店もあることが予測されるため、現場を知っている保健所と情報交換等で連携をする。ユーザーは飲食店等で待機をさせる際には、リードのナスカンを常に足で踏んでおき、盲導犬が顔を上げたときにもわかるようにしっかりと管理している。
	温泉施設に視覚障害者団体が利用を申し込んだところ、盲導犬使用者は利用できないと断られた。	盲導犬を受付で預かる等の対応をしていただくこととなり、利用することが可能となった。
	盲導犬使用者がカラオケ店に行った際に、入店拒否を受けた	事実確認のうえ、当該施設に対し指導を行った。

【医療機関】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	県内の個人開業医療機関を利用する際に、来院を拒否された	医療機関に県から連絡をし、状況の確認と補助犬受入れについて情報提供を行った。

	眼科に行ったが盲導犬を受け入れてもらえなかった。(病院近くの作業所に盲導犬を預けて受診)受け入れられない理由は「犬アレルギーの人がいるかもしれないため」という理由であった。以前は受け入れてもらえたが、数年前から受け入れてもらえなくなった。	補助犬の受け入れについて依頼した上、今後の参考として補助犬に関する資料を県から送付した。
補助犬 使用者	歯科医院に電話予約した際に「当日の来院患者数が多い」「患者の中にはアレルギーがある方もいる」との理由から来院を拒否された。	歯科医院責任者に身体障害者補助犬法を理解していただき、補助犬を受付で預かる等工夫をし、前向きに対応していただけることとなった。
	呼吸器系の病院に盲導犬を連れて来院し、総合受付では何も言われなかったが、診察室前で看護師から来院を拒否された。	病院の特性上、盲導犬の立ち入りができないが、院内のスタッフが介助させていただく等、対応していただけることとなった。
	盲導犬使用者が一般病棟への同伴が可能であることを病院に確認のうえ、恩師の見舞いに行き、病室で待っていたところ、医師から「びっくりした！許可なく連れてこられては困る」と言われた。事前に許可を貰っていると伝えたが、謝罪はなく非常に不快感を覚えた。	病院に事実確認をした上で、身体障害者補助犬法や差別解消法などについて、医師を含めて院内で十分に周知してもらい、このようなことが起こらないよう注意するよう指導した。医療機関用パンフレット及び補助犬同伴ステッカーを送付した。後日、病院の入り口にステッカーが貼られていることを確認した。
受入れ 事業者	医療機関から、患者が帯同する補助犬の受け入れ方法について問い合わせがあった	厚労省のリーフレット等の案内をすると共に、他の病院で補助犬ユーザーを受け入れた事例について紹介した。

【その他】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	受け入れ拒否に関する苦情 ○県対応・・・バーベキュー場 1 件 ○中核市対応・・・病院：1 件、雑居ビル 1 件、飲食店 1 件、商業施設：1 件	管理者に対し、電話にて法律の説明を行い、改善するよう指導。その結果をユーザーに伝達。 * 中核市対応案件については、市担当者が管理者に対して指導、ユーザーに説明を実施。
	受け入れ拒否に関する苦情 *施設の構造上、受け入れが難しいと言う理由での拒否であり、現地確認を実施した事例 ○県対応・・・宿泊施設：1 件	管理者は「補助犬を受け入れなければならないことは承知しているが、現状では構造的にも人員的にも対応が困難」とのことから、現地確認を実施。現地確認の結果、段差の大きさや通路の狭さ等、補助犬を連れて歩くことが困難であることが確認された為、その旨、ユーザーに伝達。
	入店時に「犬はちょっと・・・」と拒否された。補助犬法について説明したところ「確認してきます」とのことであったが、確認先に電話が繋がらず、退店した。	他都道府県の店舗のため、以後該当の自治体が対応。
	盲導犬の同伴拒否について	電話または店舗訪問を実施
	県内在住の盲導犬使用者が他都道府県を訪れた際、2 店舗で入店拒否をされた (2 件)	該当の都道府県に助言・指導の対応を依頼した。

訓練事業者	主催者からイベントへの受入れを拒否された	主催者への指導を行った。その後、盲導犬を同伴して参加できるようになった。
	盲導犬の受入れを拒否した施設の対応について	法律上、盲導犬の受け入れ拒否は出来ないため、適切な対応をするよう指示した

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬使用者	市単位での実働頭数は把握しているか。	把握していないと回答。
	盲導犬の活動期間の経過に伴う貸与変更	盲導犬訓練事業者と調整し、貸与変更を行った（民間団体による寄贈を活用）。
	入院している家族のお見舞いに行く際の盲導犬の待機スペースについての確認（病院の対応が都度変わるので、県からも確認をして欲しい）	病院へ対応を確認のうえ、ユーザーへ連絡
	体育施設でのスポーツ教室の参加に関する相談（受け入れ側でどのような配慮を行うべきか）	記載なし
	盲導犬給付要件に関する問い合わせ	給付要件について回答
訓練事業者	希望者から申請の相談を受け入れるが、申請期限はあるか。（盲導犬は代替で訓練時期は平成 29 年度中を予定している）	申請期限はないが、給付の枠には限りがあり、基本的には先着順で枠を振り分けている。枠が埋まった状態での申請は翌年度まで待つことになる。来年度の枠見込みが若干名いるため、申請は早めてもらうよう案内を依頼した。
	補助犬育成事業補助金の制度の有無	制度を説明
受入れ事業者	（団地の管理組合から）入居者の補助犬の取り扱いについて教えてほしい。	補助犬法に基づく取り扱いを説明。
	（医療機関から）補助犬の受け入れガイドライン作成を検討しているが、参考になるものはあるか。	医療機関向けほじょ犬もっと知って BOOK を紹介
	盲導犬使用者に対する接し方を教えて欲しい。盲導犬協会を訪問したい。	和歌山県内には盲導犬協会がないため、他府県の協会を案内。
その他	市町村から盲導犬の給付についての問い合わせ	給付事業を説明（今後の参考にするとのこと）
	市町村から、盲導犬が引退の時期を迎えているため、新しい盲導犬の申請を行いたい使用者がいる	申請書の提出に基づき、訓練所である育成団体に補助金を交付
一般市民	盲導犬虐待に関する通報	訓練事業者に連絡をし、今後の対応策の報告を求めた
	和歌山県の盲導犬の頭数について	県内の盲導犬の現状について説明
希望者	身体障害者補助犬事業の給付対象の要件について	相手方の障害や生活状況を聞き、対象となるかを説明。
	盲導犬給付に関する相談	給付に向けて対応中

■盲導犬に関するその他の苦情

相談者	内容	対応
訓練事業者	補助犬虐待について、県民から訓練事業者へ通報があり、訓練事業者から当課へ報告があった。	虐待を行っていたと思われる使用者を特定できなかったため、県内補助犬団体へ注意喚起文書を送付した。

その他	市役所より、当該市在住の盲導犬使用者が施設入所後も引退の手続きをせず、使用者の弟が盲導犬の面倒を見ているという報告を受けた	訓練事業者に連絡し、当該盲導犬は引退するとともに、引退後は弟のもとでペットとして飼育することになった。
一般 市民	市保健所に市民の方から、盲導犬を放して遊ばせている盲導犬使用者がいる。盲導犬が畑で排泄していることもあると苦情があった。	苦情の対象者を特定できていないので、盲導犬使用者が県及び市に来庁した際に、犬の飼い方などの啓発パンフレットを配布することを市と申し合わせた。
	補助犬虐待について、県民及び市町村から情報提供があった。	該当者と思われる受給者宅を訪問し、聞き取り調査を行った。
	県民がイベントに参加した際、皮膚病の可能性のある補助犬を見かけたという情報提供があった。	補助犬使用者に連絡を取り、補助犬の健康状態について聞き取りを行った。

*一部の都道府県については、身体障害者補助犬の相談、普及、啓発業務を委託している団体が集計しており、設問の区分で集計していないため、分かる範囲でまとめた回答だった。

①拒否事例への対応（補助犬種別は不明）

15件（入店拒否7件、入館拒否4件、乗車拒否1件、ユーザーへの苦情2件 他）

②身体障害者補助犬の情報提供

241件（盲導犬184件、介助犬29件、聴導犬22件、その他6件）

2) 介助犬

■資料請求

相談者	内容	対応
その他	市の施設で介助犬についてセミナーを開くので、「ほじょ犬もっと知ってBOOK」を送付して欲しい。	必要部数を送付した。

■介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	フィギュアスケートの大会観戦を希望している介助犬ユーザーより、大会専用ホームページにおいて、ペットに合わせ盲導犬等を連れて入場できないことになっていると連絡を受けた訓練事業者から問い合わせがあった。	大会主催者にホームページの記載の変更をしていただき、入場可能となった。

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬 希望者	身体障害者補助犬給付事業の給付対象の要件について	相手方の障害や生活状況を聞き、対象となるかを説明
一般 市民	身体障害者補助犬給付事業の申請時期等について	申請時期等について説明
	ペットを介助犬にしたいと考えているが、登録はどのようにすればよいのか。	介助犬は身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けているため、ペットは介助犬になれないことを説明した。

3) 聴導犬

■資料請求

相談者	内容	対応
補助犬希望者	聴導犬の貸与に関する資料がほしい	希望者に資料を送付

■聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
訓練事業者	聴導犬使用者が病院で聴導犬同伴での診察を受けたい旨申し出たところ、「受付までは同伴可能だが、診察室内への入室は難しい」と回答された。この対応について市役所へ相談したところ「医師会では「受付までは必ず同伴を受け入れなければならないが、診察室内にまで受け入れるか否かは個別に相談の上対応すべき」との見解が示されている為、診察室内への同伴は事前に相談が必要」と、聴覚障害者への配慮に欠ける対応をされたとの相談が訓練事業者にあったため、市役所へ事業所を伺って欲しい旨の相談があった。	市役所へ事情を確認、訓練事業者へ報告
その他	飲食店での受け入れを拒否された。(市役所経由)	当該施設に対して受け入れ義務を説明し、従業員に周知してもらうよう依頼。リーフレットやステッカー等を送付
	ホテルにおける聴導犬の受け入れ拒否について(2件)	①受け入れ拒否したホテルを訪問し、補助犬法、障害者差別解消法について説明 ②ホテル等、生活衛生同業組合あてにほじょ犬同伴に関する文書を提出

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
その他	今年度の申し込み期間について	申込期間を説明
一般市民	聴導犬ユーザーに話を伺いたいので連絡先を教えてください	ユーザーに確認し、連絡先を伝えた。

1 3. 補助犬窓口の存在、目的、業務内容に関わる普及啓発活動の実施について

実施している	実施していない	無回答
58% (27) (*)	38% (18) (*)	4% (2)

(*) 具体的な普及啓発の実施方法の欄で明らかに補助犬窓口の普及啓発ではないもの(例:庁舎における補助犬ポスターやシールの掲示など)については「実施していない」に含めた。

具体的な普及啓発の実施方法

	内容
宮城県	県 HP での普及啓発
福島県	県の HP にて、補助犬相談窓口の概要、連絡先等について掲載している
茨城県	県 HP での啓発
栃木県	県の HP 上に掲載
群馬県	県 HP に情報の掲載
埼玉県	県 HP に情報掲載
神奈川県	県 HP において、相談窓口等について周知
新潟県	相談連絡先を記載した県独自リーフレットを作成・配布
富山県	当課の HP にて、補助犬相談窓口の存在を周知している
石川県	障害の啓発イベント内にて普及啓発を行っている
福井県	HP に掲載している
長野県	県 HP にて周知している
岐阜県	イベントや会議等でのパンフレットの配布
愛知県	愛知県が作成する福祉ガイドブックへの掲載。ホームページでの掲載
鳥取県	県 HP への掲載
島根県	県 HP への情報掲載
岡山県	県 HP へ掲載
広島県	県 HP に掲載
山口県	県 HP に相談窓口を掲載
佐賀県	県の HP に相談窓口、業務内容等の掲載を行っている
長崎県	県の HP に補助犬育成事業補助金の説明や補助犬の制度についての説明を掲載している (補助犬の「相談窓口」としては掲載していない)
熊本県	県 HP および「障がい福祉のしおり」に身体障害者補助犬の給付に関する問い合わせ先を記載
宮崎県	県 HP に担当課と電話番号、FAX を記載している
鹿児島県	県 HP にて相談窓口の連絡先を掲載している
沖縄県	補助犬育成補助事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県 HP にて広報を行っている

1 4. 「身体障害者補助犬法改正」及び「補助犬育成補助事業」等に関するご意見

補助犬育成促進事業が位置づけられている地域生活支援事業の国庫補助額（1/2）の確保

平成 29 年度（2017 年度） 補助犬の同伴受入れ状況等に対する実態調査結果

【回答総数：政令指定都市 20・中核市 48 計 68 件】

基本データ

1. 第二種社会福祉事業届出の増減

- ①平成 29 年度中の新規届出について： 平成 29 年度中の新規届出なし
- ②平成 29 年度中の届出取り消しについて： 平成 29 年度中の取り消し手続きなし

育成促進事業

2. 政令市・中核市内における補助犬使用者数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	いる	いない	その他	不明	無回答	無記入
盲導犬	59% (40)	3% (2)	7% (5)	30% (20)	0% (0)	1% (1)
介助犬	24% (16)	25% (17)	0% (0)	44% (30)	6% (4)	1% (1)
聴導犬	10% (7)	39% (26)	0% (0)	44% (30)	6% (4)	1% (1)

3. 平成 29 年度中の補助犬の希望者について

	いる	いない	不明・無回答	無記入	合計
盲導犬	18% (12)	54% (37)	26% (18)	2% (1)	68 都市
介助犬	7% (5)	63% (43)	28% (19)	2% (1)	68 都市
聴導犬	2% (1)	66% (45)	31% (21)	2% (1)	68 都市

理解促進・普及啓発

4. 補助犬法や補助犬に関する取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）の実施や実施予定について。また、その取り組みに関する具体的な内容や、おおよその費用、「身体障害者補助犬育成促進事業」（地域生活支援事業）の補助金利用に関する都道府県との連携について。

【助成施策】

2017年度：助成施策の実施	
実施あり	25% (17)
実施なし	75% (51)

・政令指定都市

	内容	費用	補助金 利用
仙台	仙台市身体障害者補助犬使用給付事業	247,197	×
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業（補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担）	約 4,000,000	×
名古屋	身体障害者補助犬飼育費補助事業（4,800円/月）	867,360	×
	身体障害者手帳1級から3級の方で、日常生活補助のために使用する補助犬及び盲導犬として育成している犬に係る次の手数料の免除・登録申請手数料（3,000円）、狂犬病予防注射済票交付手数料（550円）、鑑札の再交付手数料（1,600円）及び狂犬病予防注射済票再交付手数料（340円）	-	×
神戸	補助犬健康管理費の支給（所得制限有）	-	×
	登録申請手数料の減免（全額免除）	3,000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免（全額免除）	550	×
岡山	補助犬を現に使用している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成する	月額 6,000	×
広島	身体障害者補助犬健康管理費支給事業・身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得のため、補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	660,000	×

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
宇都宮	補助犬導入等補助金（補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助）（補助犬導入時に10万円、導入の次年度から年2万円を5年間）	60,000	×
	身体障がい者補助犬育成支援事業（補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし補助犬使用の利用に供した育成団体に対し、上限20万円を補助）	実績なし	×
越谷	登録手数料の免除、狂犬病予防注射済票交付手数料の免除、犬の鑑札の再交付手数料の免除、狂犬病予防注射済票再交付手数料の免除	5490	×
船橋	犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票の交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票の再交付手数料の免除（※対象は盲導犬のみ）	0	×
長野	訓練交通費援護金 県より補助犬の給付対象になった方（候補者含む）が身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している	対象者なし	×
	飼育費援護金 県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。1頭あたり月額3,000円	108,000	×
岐阜	盲導犬、介助犬、聴導犬を利用する障がい者に対し、飼育のために必要な経費	4,800(月)	×

	の一部を助成		
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550(件)	
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除	550(件)	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除	1,600(件)	×
	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除	340(件)	×
姫路	1ヶ月 5,000 円の健康管理費を支給（所得税非課税世帯） * 所得税課税世帯は 4,000 円/月 * 平成 29 年度該当：1 件 5000 円×12 ヶ月=60,000 円	60,000	×
尼崎	犬登録手数料の免除	3,000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550(頭)	×
奈良	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除（550 円）	不明	×
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料の免除（340 円）	不明	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除（1600 円）	不明	×
福山	補助犬の登録（3000 円）、狂犬病予防注射（2750 円）、狂犬病予防注射済票の交付（550 円）、鑑札の再交付（1600 円）、狂犬病予防注射済票の再交付手数料（340 円）の免除	実績 2,750	×
倉敷市	在宅の方で、身体障害者手帳 1 級の視覚障がい者で、安全確保のために盲導犬の飼育を必要とする方に経費の一部を助成。	実績 144,000	×

【助成施策】

2018 年度：助成施策の実施予定	
実施あり	26% (18)
実施なし	74% (50)

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
仙台	仙台市身体障害者補助犬使用給付事業	247,197	×
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業（補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担）	約 4,000,000	×
名古屋	身体障害者補助犬飼育費補助事業（4,800 円/月）	864,000	×
	身体障害者手帳 1 級から 3 級の方で、日常生活補助のために使用する補助犬及び盲導犬として育成している犬に係る次の手数料の免除・登録申請手数料（3,000 円）、狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）、鑑札の再交付手数料（1,600 円）及び狂犬病予防注射済票再交付手数料（340 円）	-	×
神戸	補助犬健康管理費の支給（所得制限有）	-	×
	登録申請手数料の減免（全額免除）	3,000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免（全額免除）	550	×
岡山	補助犬を現に使用している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成する	月額 6,000	×
広島	身体障害者補助犬健康管理費支給事業・身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得のため、補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	660,000	×

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
宇都宮	補助犬導入等補助金（補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助）（補助犬導入時に10万円、導入の次年度から年2万円を5年間）	600,000	○
	身体障がい者補助犬育成支援事業（補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし補助犬使用の利用に供した育成団体に対し、上限20万円を補助）	-	×
越谷	登録手数料の免除、狂犬病予防注射済票交付手数料の免除、犬の鑑札の再交付手数料の免除、狂犬病予防注射済票再交付手数料の免除	5,490	×
船橋	犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票の交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票の再交付手数料の免除（※対象は盲導犬のみ）	0	×
富山	富山市では、盲導犬給付決定に係る交付対象者の自己負担金の一部に対し、補助犬の交付を行っている。（補助金の額は、自己負担金の額を限度とする。）	0	×
長野	訓練交通費援護金/県より補助犬の給付対象になった方（候補者含む）が身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している	実費相当	×
	飼育費援護金/県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。1頭あたり月額3,000円	108,000	×
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除	550(件)	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除	1,600(件)	×
	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除	340(件)	×
姫路	1ヶ月5,000円の健康管理費を支給（所得税非課税世帯） * 所得税課税世帯は4,000円/月 * 平成29年度該当：1件 5000円×12ヵ月=60,000円	60,000 (予定)	×
尼崎	犬登録手数料の免除	3,000(頭)	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	550(頭)	×
奈良	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除（550円）	不明	×
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料の免除（340円）	不明	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除（1600円）	不明	×
福山	補助犬の登録（3000円）、狂犬病予防注射（2750円）、狂犬病予防注射済票の交付（550円）、鑑札の再交付（1600円）、狂犬病予防注射済票の再交付手数料（340円）の免除	見込/4,350	×
倉敷市	在宅の方で、身体障害者手帳1級の視覚障がい者で、安全確保のために盲導犬の飼育を必要とする方に経費の一部を助成。	実績 144,000	×
下関	補助犬飼育費の助成（2018年度から実施）	月額3,000円 (上限)	×

【理解促進】

2017年度：理解促進事業の実施	
実施あり	14% (9)
実施なし	86% (59)

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士等を講師として派遣している。	-	×
浜松	障害者習慣イベントにおいて補助犬デモンストレーションの実施、市内企業、団体を対象に、補助犬ふれあい教室の実施、市民を対象に、補助犬啓発セミナーの実施	236,000	×
神戸	障害者差別解消法に係る事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に係る内容を含む）	144,000	×

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載、市新入職員採用時研修の一環として、盲導犬ユーザーの講話を実施	-	×
いわき	食品衛生責任者養成講習会における補助犬への理解・受入れに関する依頼、食品衛生指導員研修会における補助犬理解促進の講義	0	×
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施（市内小学校に盲導犬と育成団体職員を派遣し、訓練の様子や接し方、視覚障がいについての説明、歩行体験等を行う）	1,160,000	○
船橋	障害者週間記念事業内で、補助犬のデモンストレーションを実施した。市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ、補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行った。	40000	○
豊中	講演会「耳の不自由な人と聴導犬の暮らし～聴導犬の役割について～」を開催し、ユーザーと聴導犬の出会いや日頃の生活の様子について伝えてもらい、聴導犬の役割について理解促進に繋げるよう取り組んだ。	30,860	×
尼崎	補助犬についての単独研修ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている	0	×

2018年度：理解促進事業の実施の予定	
実施あり	15%（10）
実施なし	85%（58）

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
横浜	区役所障害業務相談担当職員向けの補助犬法理解の研修	-	×
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士等を講師として派遣している。	-	×
浜松	市民を対象にした補助犬啓発イベントの開催、市民を対象に、補助犬啓発セミ	-	×

	ナーの開催		
神戸	障害者差別解消法に係る事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に係る内容を含む）	224,000	×
神戸	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方の手助けができる市民を養成する講座（障がいサポーター養成講座）の開催（補助犬に係る内容を含む）	580,000	○

・中核市

	内容	費用	補助金利用
旭川	飲食店団体への理解促進の為の研修会	0	×
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載、市新入職員採用時研修の一環として、盲導犬ユーザーの講話を実施	-	×
いわき	食品衛生責任者養成講習会における補助犬への理解・受入れに関する依頼	0	×
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施（上記同様）、市役所本庁舎及び市文化会館における盲導犬候補犬訓練の実施	1,160,000	○
船橋	障害者週間記念事業内で、補助犬のデモンストレーションを実施する。市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ、補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行う。	100000	○
尼崎	補助犬についての単独研修ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている	0	×

【啓発事業】

2017年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	58% (39)
実施なし	42% (29)

・政令市

	内容	費用	補助金利用
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布	0	×
仙台	庁舎内にポスターを掲示	0	×
さいたま	①市のHPやガイドブックに補助犬について掲載 ②区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置	0	×
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対し配布する。千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成のための募金活動に係る依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動の場所（駅前広場）の提供について配慮を求める依頼を行う。市政だより平成29年12月号において「ほじょ犬マーク」を含む障害者関連マークへの理解に資する特集記事を掲載する。市政だより平成30年1月号の成年に関する特集記事において「盲導犬」利用者をピックアップした記事を掲載する。	0	×
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援	0	×
	市内医療機関、飲食店等へ補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布	0	×

川崎	動物愛護フェアかわさき 9/20～9/26 の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストレーションを実施している。	-	×
相模原	①補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布 ②市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介 ③障害理解促進事業として実施する「相模原市障害者習慣のつどい」において、盲導犬ユーザーの出演者を招聘し、市民に向けた啓発等を行う。	150,000	×
新潟	障害者週間に区役所入口エントランスにおいて、補助犬の啓発及び補助犬同伴の受け入れについて理解を求めるパネルを展示。	0	×
静岡	窓口において「身体障害者補助犬のことをもっと知ろう！」リーフレットを配架した。静岡市心のバリアフリーイベントで補助犬の啓発活動を実施した。	0	×
浜松	市関連施設へのステッカー・パンフレット配布、食品衛生協会へのステッカー・パンフレット配布、民間企業へのパンフレット配布	0	×
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」において、ブースを設けて補助犬のデモンストレーション等を実施	0	×
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布	0	×
	障害や障害のある人に対する市民の理解を促進するため、障害があることによる生きづらさについての講演会や、イベントへのブース出展を行う際に、補助犬に係る市作成のパネル展示やクリアファイルの配布を行った	186,000	×
岡山	市のHPに身体障害者補助犬ステッカーの配布について掲載。補助犬についての説明もあわせて行っている。市のHPに補助犬飼育費の助成について掲載。市の広報誌に身体障害者補助犬貸与（県制度）の申請について掲載	0	×
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布している。	0	×
福岡	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施・補助犬について、啓発イベントを実施	999,198	○

・中核市

	内容	費用	補助金利用
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載	-	×
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布、市ホームページにて「ほじょ犬」マークを掲載。	0	×
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署におけるリーフレット・ステッカーの配布、障がい者作品展におけるリーフレット・ステッカーの配布、市広報紙における啓発	0	×
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布	0	×
前橋	市広報紙による普及啓発	0	×
越谷	市内公共施設におけるほじょ犬シールの貼付	0	×
川越	「わたしたちはパートナー」に市名を追加した上で、商工会議所の開放を通	99,360	×

	じ、市内の事業所等に補助犬の理解促進を依頼した。		
船橋	障害者就労に係る研修会実施時に補助犬に係るパンフレットを配布した。障害者差別に係る研修会実施時に補助犬に係るパンフレットを配布した。障害福祉サービス事業者等への集団指導実施時に、補助犬に係るパンフレットを配布した。	0	×
富山	富山市のホームページにおいて身体障害者補助犬法に関する周知広報を行っている。	0	×
金沢	9月に開催の「福祉のつどい 2017」において、補助犬 PR ブースを開設し、補助犬の PR を行った。10月に開催の「かなざわウォーク 2017」において、補助犬 PR ブースを開設し、補助犬の PR 活動を行った。(随時)保健所が行う飲食店への営業許可や指導の際に、補助犬ユーザーの円滑な利用のため、ステッカーやリーフレットを配布	-	○
長野	①厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布。(窓口)に常設	0	×
岐阜	補助犬普及啓発のため、ポスター等の掲示	0	×
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布しています	0	×
枚方	①補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布(厚生労働省作成) ②身体障害者補助犬使用者募集の案内配布(大阪府作成)	0	×
東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載	0	×
姫路	文化の日に開催される「姫路ふくしまつり」で兵庫盲導犬協会にお越しいただき、ブース設置と PR 活動実施	3,000	×
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎(出先含む)や関連機関での掲示など	0	×
奈良	障害者週間に合わせてパンフレット等を配布	不明	×
福山	厚生労働省作成のパンフレット、「福山ハーネスの会」発行の理解促進用チラシを本庁、支所及び保健所等の窓口を設置	0	×
	障害者差別解消法啓発パンフレットに、補助犬の理解や啓発の内容を含めて作成	119,000	×
	ホームページに「補助犬マーク」を含む障がい者に関するマークを掲載。	0	×
下関	飲食店や病院向けに市の関係窓口パンフレットを置いてもらうよう依頼	0	×
松山	希望者に対して補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布	0	×
大分	障害者週間にあわせたパネル展示開催時に、厚生労働省のポスター掲示、リーフレット配布	0	×
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカーを配布。障害福祉課窓口リーフレットを設置	0	×
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布、盲導犬貸与に関する案内文の配布	0	×

2018年度：啓発活動事業の実施予定	
実施あり	55% (37)
実施なし	45% (31)

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布	0	×
仙台	庁舎内にポスターを掲示	0	×
さいたま	①市のHPやガイドブックに補助犬について掲載する予定②区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置する予定	0	×
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対し配布する。千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成のための募金活動に係る依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動の場所（駅前広場）の提供について配慮を求める依頼を行う。	0	×
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援	0	×
	市内医療機関、飲食店等へ補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布	0	×
	障害者週間にあわせ、商業施設での普及啓発、体験イベントの実施	100,000	×
川崎	動物愛護フェアかわさき 9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにて、補助犬デモンストレーションを実施している。	-	×
	手をつなぐフェスティバル 11/17に実施した手をつなぐフェスティバル（障害普及啓発イベント）において、（公財）日本盲導犬協会の神奈川訓練センターに協力してもらい、盲導犬（PR犬）のふれあい体験を実施した。	-	×
相模原	①補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布 ②市ホームページに身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介	0	×
新潟	2017年度同様にパネルを展示する予定。	0	×
静岡	窓口において「身体障害者補助犬のことをもっと知ろう！」リーフレットを配架している	0	×
浜松	ショッピングモールでの補助犬啓発イベントの開催、補助犬健康診断の周知・啓発セミナーの開催、障害者週間啓発イベントでのステッカー・パンフレット配布	0	×
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」において、ブースを設けて補助犬のデモンストレーション等を実施	0	×
京都	関係団体に啓発映像を提供	0	×
	同伴ステッカー（200枚）を配布	0	×
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布	0	×
	障害や障害のある人に対する市民の理解を促進するため、障害があることによる生きづらさについての講演会や、イベントへのブース出展を行う際に、補助犬に係る市作成のパネル展示やクリアファイルの配布を行う	0	×
岡山	市のHPに身体障害者補助犬ステッカーの配布について掲載。補助犬についての説明もあわせて行っている。市のHPに補助犬飼育費の助成について掲載。市の広報誌に身体障害者補助犬貸与（県制度）の申請について掲載	0	×
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布。	0	×

福岡	盲導犬について、市内 15 の学校等で出前講座を実施予定・補助犬について、啓発イベントを実施予定	987,162	○
----	--	---------	---

・中核市

	内容	費用	補助金利用
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布、市ホームページにて「ほじょ犬」マークを掲載。	0	×
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署におけるリーフレット・ステッカーの配布、障がい者作品展におけるリーフレット・ステッカーの配布、市広報紙における啓発	0	×
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布	0	×
前橋	市広報紙による普及啓発、障害福祉啓発事業の一環として行うイベントでの盲導犬体験	0	×
越谷	民間企業へのほじょ犬シール・リーフレットの配布	0	×
川越	補助犬ステッカーやポスター：観光課を通じて配布	0	×
船橋	機会を把握して、適宜パンフレット配布に努める。	0	×
金沢	9月に開催の「福祉のつどい 2017」において、補助犬 PR ブースを開設予定。10月に開催の「かなざわウォーク 2017」において、補助犬 PR ブースを開設予定。(随時)保健所が行う飲食店への営業許可や指導の際に、補助犬ユーザーの円滑な利用のため、ステッカーやリーフレットを配布	-	○
長野	①厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布。(窓口で常設)	0	×
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布しています	0	×
枚方	①補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布(厚生労働省作成) ②身体障害者補助犬使用者募集の案内配布(大阪府作成)	0	×
東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載	0	×
姫路	文化の日に開催される「姫路ふくしまつり」で兵庫盲導犬協会にお越しいただき、ブース設置と PR 活動実施	3,000	×
	商工会議所や医師会に対し補助犬理解促進の為、通知文等の送付予定	0	×
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎(出先含む)や関連機関での掲示など	0	×
奈良	障害者週間に合わせてパンフレット等を配布	不明	×
福山	厚生労働省作成のパンフレット、「福山ハーネスの会」発行の理解促進用チラシを本庁、支所及び保健所等の窓口を設置	0	×
	ホームページに「補助犬マーク」を含む障がい者に関するマークを掲載。	0	×
高松	ステッカー、パンフレットの配布	0	○
松山	希望者に対して補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布予定	0	×
大分	障害者週間にあわせたパネル展示開催時に、厚生労働省のポスター掲示、リーフレット配布	0	×
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカーを配布。障害福祉課窓口にてリーフレットを設置	0	×
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布、盲導犬貸与に関する案内文の配布	0	×

【ニーズならびに供給体制の把握事業】

2017年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	8% (5)
実施なし	92% (63)

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
名古屋	名古屋市総合リハビリテーションセンターに介助犬、聴導犬の使用を希望する方を対象とした相談窓口を設置している。(認定相談事業)	516,000	×
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う	-	○

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっているため、市の広報誌及びHPにも掲載し、呼びかけている。	0	×
福山	広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となり、希望者の把握を行っている。	0	×
呉	県の盲導犬給付事業の募集（視覚障害者団体に対し、盲導犬の需要把握）	0	×

2018年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施の予定	
実施あり	8% (5)
実施なし	92% (63)

・政令市

	内容	費用	補助金 利用
名古屋	名古屋市総合リハビリテーションセンターに介助犬、聴導犬の使用を希望する方を対象とした相談窓口を設置している。(認定相談事業)	516,000	×
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う		○

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっているため、市の広報誌及びHPにも掲載し、呼びかけている。	0	×
福山	広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となり、希望者の把握を行っている。	0	×
呉	県の盲導犬給付事業の募集（視覚障害者団体に対し、盲導犬の需要把握）	0	×

【連携体制の取り組み】

2017年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	5% (3)
実施なし	95% (65)

・政令市

該当なし

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
船橋	障害者差別解消支援地域協議会にて、市に相談のあった補助犬の受け入れ拒否事例の共有等を行った。	208,152	×
呉	県及び県内都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換	0	×
宮崎	県の障害福祉課を通じて把握	0	×

2018年度：連携体制の取り組み実施の予定	
実施あり	5% (3)
実施なし	95% (65)

・政令市

該当なし

・中核市

	内容	費用	補助金 利用
船橋	障害者差別解消支援地域協議会にて、市に相談のあった補助犬の受け入れ拒否事例の共有等を行った。	208,152	×
呉	県及び県内都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換	0	×
宮崎	県の障害福祉課を通じて把握	0	×

相談・問い合わせ

5. 補助犬に関する相談内容の記録、保管について

記録・保管している	記録・保管していない	無回答
81% (55)	18% (12)	1% (1)

6. 平成 29 年度の補助犬に関する問い合わせ状況（相談・苦情）について

	相談・苦情があった	相談・苦情がなかった	無回答
盲導犬	30% (20)	69% (47)	1% (1)
介助犬	12% (8)	87% (59)	1% (1)
聴導犬	12% (8)	88% (60)	0

6-1. 補助犬に関する問い合わせの項目と相談者について

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	1	0	0	0	1	0	2
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問合わせ	2	2	0	0	0	1	64	69
同伴拒否関連	20	0	0	3	1	1	6	31
その他苦情	0	0	0	0	0	2	3	5

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	3	0	0	0	1	0	4
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問合わせ	0	1	0	0	0	0	21	22
同伴拒否関連	3	0	0	1	0	0	0	4
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	1	0	0	0	1	0	2
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問合わせ	0	1	0	0	1	1	16	19
同伴拒否関連	1	0	0	0	0	2	1	4
その他苦情	0	0	0	0	0	1	0	1

6-2. 相談の具体的な内容

1) 盲導犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬希望者	日常生活の円滑化のため、補助犬を利用したい	聞き取り調査等を行い、申請を受理。補助犬給付のための手続きを行った。
一般市民	※市民（男性）からの相談 聴導犬・盲導犬・介助犬などの訓練士に興味があり、市内で勉強ができる施設がないかとの問い合わせ。	市では特に補助犬に関する事業を実施していないため、日本介助犬協会・中部盲導犬協会を紹介。

■盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

【飲食店、商業施設等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	市内飲食店において、補助犬同伴の受け入れ拒否にあったとの苦情を受けた（2件の店舗で発生）	当該飲食店に訪問し、補助犬の受け入れ義務について説明を行った。また、市内の飲食店業者へ改めて周知を図るため、商工会議所の広報物に補助犬についての記事を掲載した。
	飲食店、医療機関、スポーツ施設等での受け入れ拒否及び改善の要望	関係先より状況を聞き取り、補助犬法の趣旨を説明し、受け入れについての理解と改善を得た。後日、資料とステッカーを送付し、厚労省HPの紹介をした。
	飲食店（就労継続支援A型事業所）に、盲導犬を伴って入店しようとしたところ、「他の客が怖がるから」という理由で入店を断られた。	運営団体に聞き取りを実施し、今後は他の来店者に説明し理解を仰ぐ、怖がる方がいれば席を離す等の対応をして、入店拒否をすることがないよう指導を行った。
	飲食店で予約をする際、盲導犬同伴の受け入れを断られた。	補助犬ユーザーへの配慮不足があったため、さらなる配慮を求め、ほじょ犬ステッカーの貼付を依頼した。
	飲食店での盲導犬の入店拒否事例の相談。飲食店は使用者に対し、盲導犬を外に繋いでの入店を求め、補助犬使用者とトラブルが発生。	飲食店に対し、補助犬法の趣旨を説明した上で、できる限りの配慮を行うよう求めた。
	ビュッフェ式の飲食店に、健常者の夫、盲導犬とともに訪れたところ、「ビュッフェ式の店なので、食べる場所と料理を取る場所が一緒になっている」「保健所の許可を取っていない」との理由から、店側から「店外倉庫脇に繋いでおいてもらえないか」と言われ、食事を諦めた。	当該飲食店に対し、実地にて必要な助言・指導を行い、補助犬受け入れステッカーを渡した。

補助犬 使用者	施設職員とその利用者の食事予約を飲食店にした際、利用者の中に盲導犬同伴者がいることを告げたところ、盲導犬同伴についてはお断りと言われてしまった。	①事実確認：電話にて事情聴取及び担当職員訪問。 ②断った理由：今まで盲導犬やペット同伴の入店はお断りしている。生ものを提供するお店なので、動物の毛が付着することに敏感なため。 ③対応：当課からの電話の後、店長から社長へ報告し、盲導犬同伴について検討したとのことで、理解を示した。「盲導犬利用者と盲導犬を個室へ案内するのは逆に失礼にならないか」、との店長からの質問あり。「利用者が気兼ねなく食事を楽しむために個室を用意したと説明し、理解を得れば良い」と回答した。「今後は盲導犬の入店については拒否せず、店内でどのような対応が有効であるかを検討し、周知徹底したい」とのこと。
	大型商業施設を訪問した際、警備員からペットではないかと詰問され、買い物中、ずっと後についてこられた。盲導犬と説明しても分かっただけで、また、色々と酷いことを言われた。	①事実確認：電話にて事情聴取。 ②対応：事の次第を説明、盲導犬への理解と接し方について、警備員への指導を依頼、先方承知。
	盲導犬使用者が盲導犬同伴の下、飲食店を利用しよう試みたところ、店主より盲導犬の同伴を拒否されたもの。	盲導犬使用者は本市への相談の前に、同内容で県へ相談しており、県が店主へ事実確認を行った。
	喫茶店にて盲導犬の入店拒否	責任者に対して補助犬法に基づく協力の必要性を説明し理解を得られた。今後、従業員への教育を行っていくとのこと。
	飲食店で受入れを拒否された	責任者に対して補助犬法に基づく協力の必要性を説明し理解を得られた。その後、受入れを行っていることを確認した。
訓練 事業者	仙台市内飲食店等にて、盲導犬の受け入れ拒否があった	障害企画課職員が店舗を訪問し、盲導犬受け入れに義務、差別解消条例について説明
その他	県より、飲食店で補助犬同伴での入店を断られた旨、使用者から通報があったとの連絡あり。	当該飲食店に確認したところ、店側に補助犬に関する知識がなく、入店を断ってしまったとのこと。店主は、その後補助犬について調べ、認識を改めたとのことで、すでに補助犬ステッカーを店先に掲示しており、今後は適切な対応を行う旨確認した。

【公共交通機関等】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	盲導犬使用者が盲導犬同伴の下、タクシーを利用しようと試みたところ、「犬は乗せられない」との理由から乗車を拒否された。その後使用者の夫が補助犬であることを説明し乗車は出来たが、運転手の態度が終始嫌そうであったとのこと。	当該タクシー会社へ事実確認を行った。また身体障害者補助犬法及び差別解消法の説明を行ったうえで、補助犬の受け入れについて理解を求めた。

【ホテル等宿泊施設】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	宿泊施設における盲導犬同伴拒否。※結果的には同伴できたが、盲導犬に対する理解不足	宿泊施設へ電話し説明した結果ご理解いただけた。
	ホテル、居酒屋にて受入れを拒否された	各責任者に対して補助犬法に基づく協力の必要性を説明し、今後は受け入れるといった回答を得た。スペースや衛生面で他のお客さんに迷惑がかかると認識してしまっていたとのこと。

【医療機関】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	受診を予約している医療機関に電話し、盲導犬同伴で受診したい旨を伝えたと、「前例がないので」と同伴を拒否されたとのこと。	当該医療機関に対し、実地にて必要な助言・指導を行った。
その他	診療所の待合室等が狭いという理由で、盲導犬ユーザーが受診を拒否された	実際に診療所を訪問し、身体障害者補助犬法により不特定多数が利用する施設では、補助犬の同伴を拒んではならないことを説明した。

【その他】

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	職場での受け入れに理解と協力を求めたい	職場や上司の理解不足や対応についての思いを受け止めた。具体的な調整は相談者の希望により行わなかった。
補助犬 使用者	A型事業所に盲導犬同伴で見学希望を申し込んだところ、貸ビルであるため難色を示されたという。	①事実確認：電話にて事情聴取 ②断った理由：当該事業所は貸ビルに開業して日が浅く、犬が嫌いな人もいるので出入りは難しいという話が出ていた。今後を考えると入居するビルのオーナーや他の事業所といさかいを起こしたくない。補助犬の受け入れ趣旨は理解しているが、当該事業所のみ建物ではなく、先にお話した通りの諸事情があり、やむを得ずお断りという状況 ③対応：当該事業所は、「他の事業者と共に貸ビルに入居している状況や開業したての事業所の立場を考えると、ビルのオーナーを説得すること自体が難しいこと、また、開業したてでスタッフ数も少ないことから、きちんと対応出来るかどうかについて不安がある」と話していた。後日、本人が盲導犬の同伴なしで事業所への通所を検討したため、当該事業所は受け入れの方向で対応。盲導犬の同伴については、根本的な解決ではないが、再度同伴を希望された際は、ビルのオーナーへの説得に市が同伴することは可能と伝える。
	工事現場で、他の人はその現場を通行できるが、盲導犬を連れていての方は危険なので、迂回してほしいと現場の警備員より話があった。	警備員の誘導ができないか申し出てもらう。

その他	地元新聞朝刊に【県内の主要文化施設「補助犬ダメ」3カ所】という記事が掲載され、そのうちのひとつが市内の文化施設（文化会館）と報道された。	当該文化施設（文化会館）に対し、実地にて必要な助言・指導を行ない、補助犬受け入れステッカーの掲示を依頼した。
-----	--	--

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
希望者	盲導犬の貸与を希望する旨の相談	当市及び県における盲導犬給付制度の案内
一般市民	市民からご意見あり。盲導犬にはとてもストレスがかかっているため、活動年数を短くしてあげられることを検討して欲しいとのこと。	日本盲導犬協会ユーザーサポート部に対応方法を相談し、当該市民に対し説明を行った。

■盲導犬に関するその他の苦情

相談者	内容	対応
一般市民	マンション管理人より、マンションの周辺に盲導犬の糞が放置されており、住人から苦情が出ていると相談があった。	関係機関を通して、家族と連絡が取れ、状況が改善された。相談内容について、県へ報告し、関係機関への情報提供を行った。
	交差点で止まっているときに、盲導犬使用者が盲導犬に早く行くよう急かすように、大声で怒鳴りつけ、平手で2回叩いている様子を見かけたとの連絡が育成団体へあった。	育成団体でも該当する使用者が確認できず、使用者の特定には至らなかった。

2) 介助犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬希望者	補助犬利用の希望者からの相談2件	2件すべて相談を受け付け、面談（専門相談）対応した。このうち2件総合評価、認定審査を行った。
	2頭目の補助犬の相談。一頭目は他機関で対応しているケース・補助犬の犬種は小型犬でも良いか。	当機関で一頭目を認定しておらず、一頭目を認定した機関での対応を促した。特に犬種の定めは無いと思うが、当機関は補助犬の育成団体ではないので、育成団体に聞くように伝えた。
	給付に係る一連の相談	その後申請に至り、現在進達中
一般市民	介助犬訓練事業者の実態について	当該事業者を訪問し、現地確認と聞き取りを実施。
	※市民（男性）からの相談 聴導犬・盲導犬・介助犬などの訓練士に興味があり、市内で勉強ができる施設がないかとの問い合わせ。	市内には特に補助犬に関する事業を実施していないため、日本介助犬協会・中部盲導犬協会を紹介。

■介助犬同伴の受け入れに関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	介助犬使用者が介助犬同伴の下、カラオケ店を利用しようと試みたところ、従業員より介助犬の同伴を拒否されたもの。	当該カラオケ店へ事実確認を行った。また身体障害者補助犬法及び差別解消法の説明を行ったうえで、補助犬の受け入れについて理解を求めた。
	介助犬使用者が介助犬同伴の下、飲食店を利用しようと試みたところ、従業員より介助犬の同伴を拒否されたもの。	当該飲食店へ事実確認を行った。また身体障害者補助犬法及び差別解消法の説明を行ったうえで、補助犬の受け入れについて理解を求めた。
訓練事 業者	介助犬ユーザーが、ユーザーの子が通う学校の学芸会等に参加しようとしたら、児童のアレルギーのおそれと言う理由で拒否された。その旨、訓練事業者から市に相談。	市から小学校に電話し、身体障害者補助犬法により地方公共団体が管理する施設では、補助犬の同伴を拒んではないことを説明した。

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬 希望者	平成 30 年度東京都身体障害者補助犬給付事業にて介助犬の給付希望。	本人から申請に必要な書類の提出を受け、都へ進達した。

3) 聴導犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬 希望者	補助犬利用の希望者からの相談 1 件	相談を受け付け、面談（専門相談）、総合評価、認定審査を行った。
	訓練事業者から補助犬になるにはどのような訓練が必要か	家の中だけではなく実際に社会に参加するうえで必要なことや大切なことを希望者と十分に話し合っって訓練に取り組んでいただくようお願い、取り組み内容を確認した。

■聴導犬同伴の受け入れに関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	障がい者 110 番の窓口にて、居酒屋で入店拒否されたとの相談があった。	障がい者 110 番の窓口を通して、店側に法的根拠等を説明するとともに、飲食業協会に補助犬啓発のリーフレットを配布した。
その他	聴導犬を連れて銭湯に入りたいと話があったが、どう対応すればよいか。	同敷地内の利用については、配慮をいただくよう依頼する。ただし、湯船に入る部分は身体障害者補助犬法の範囲外のため、経営者の判断にゆだねる。
	雪祭りで来訪した盲導犬ユーザーである観光客から観光関係団体に、40 件の飲食店に入店を拒否されたとの相談があった。	関係部署で情報を共有した。

一般 市民	補助犬ステッカーを貼っている所で同伴拒否をされたことがある。市として百貨店やスーパーなどに何かしているかとの質問。	啓発実績について説明。一般市民だけでなく、事業者に対しても理解促進、啓発に努めて行く、と回答。
	飲食店や病院に聴導犬同伴でいく場合、事前に電話確認するのは当然なのか。その理由は、との相談。	補助犬の受入れは法律で義務付けられており、飲食店や病院利用の際、事前確認が必須ということはない。今後も理解促進に努めると回答。

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
一般 市民	健康維持費について、聴導犬が何日以上入院することになったら連絡が必要なのか。自分が入院する場合（聴導犬同伴）について連絡は必要がないということでよいかとの相談	長期に利用できなくなった場合は、返還する必要がある。一時的に団体に預ける場合でも、1ヶ月以上の期間になる場合は連絡をして欲しい。ユーザーが入院する場合で、聴導犬が同伴する場合は連絡不要と回答。
補助犬 希望者	平成 30 年度東京都身体障害者補助犬給付事業にて聴導犬の給付希望。	本人から申請に必要な書類の提出を受け、都へ進達した。

■その他聴導犬に関する苦情

相談者	内容	対応
一般 市民	市の職員が「補助犬って何？」と聞いたり、補助犬に対するマナーを守らなかったり、手話も筆談も対応してくれないときがある。職員への教育はどうなっているのか、との質問。	障害を理由とする差別の解消の推進について、職員に対する研修を行っているが、より理解が進むよう、引き続き研修を行っていくと回答。

7. 補助犬窓口の存在、目的、業務内容に関わる普及啓発活動の実施について

実施している	実施していない	回答無
38% (26) (*)	58% (38) (*)	2% (1)

(*) 具体的な普及啓発の実施方法の欄で明らかに補助犬窓口の普及啓発ではないもの（例：庁舎における補助犬ポスターやシールの掲示など）については「実施していない」に含めた。

具体的な普及啓発の実施方法

・政令市

	内容
千葉	市ホームページの「よくある質問と回答」において、補助犬給付に関する申請先等の案内を掲載。
横浜	市ホームページ、障害福祉の案内冊子等に記事を掲載
川崎	市ホームページ及び市で作成している障害福祉全般の案内冊子への掲載を行い、周知している。
相模原	障害者向け冊子「障害のある方のための福祉のしおり」誌面及び市 HP に相談窓口等の情報を掲載。
静岡	静岡市障害者相談支援推進センターのチラシに補助犬相談について記載し配架している。
浜松	パンフレットの配架・セミナー等による啓発

名古屋	当課発行の「障害者福祉のしおり」中で補助犬の相談窓口を相談内容別に紹介しています。媒体は、冊子版、点字版、DAISY版及びウェブサイト「ウェルネットなごや」(http://www/kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/shiori/social/kaijoken.html)があります。
大阪	本市ホームページにて相談窓口の設置や厚生労働省及び大阪府の関連ページへのリンク貼り付けなどを行っている。
堺	障害のある方を対象に配布している「障害福祉のしおり」という各種制度や相談窓口等を掲載した冊子の中に問い合わせ先を記載している。
北九州	・市ホームページへの掲載。・当課発行の「障害福祉ガイド」への掲載。
福岡	市の障がい福祉ガイドに補助犬の相談窓口を掲載している。
熊本	ホームページに掲載している。

・中核市

	内容
函館	市民あてに配布している広報誌等
秋田	受け入れ相談窓口の設置について、市HPに掲載しております。
いわき	市公式ホームページにおいて普及啓発を行っている。
前橋	市広報紙による普及啓発
越谷	「越谷市の障害者福祉ガイド」を発行し、障がい者に関する各種制度について紹介しているが、その中で身体障害者補助犬に関する相談窓口であることを掲載している。
川越	窓口ポスター等を設置し、市民から相談があった場合は適宜、補助犬担当職員や地区担当ケースワーカーが対応している
八王子	障害者福祉課が市民向けに作成している障害者の手当てやサービス等を紹介する冊子「福祉のしおり」において、補助犬の苦情相談窓口の情報を掲載している。
長野	市ホームページに掲載
呉	視覚障害者団体及び社会福祉協議会等を通じて、一般市民への補助犬業務の周知を行っている。
下関	身体障害者補助犬について、市のHPに掲載し、山口県のHPとリンクさせている。また、厚生労働省作成のパンフレットにも問い合わせ先として障害者支援課の課名と電話番号を追記している。
高松	本市ホームページに補助犬の相談窓口について掲載している
長崎	長崎市第4期障害者基本計画において、補助犬の周知について掲載する予定としていることから、今後普及啓発に努めていきたい
佐世保	ホームページに掲載。
大分	市のホームページにて、補助犬相談窓口の概要、連絡先等について掲載している

その他・意見

8. 「身体障害者補助犬法」等に関する意見、要望、質問等

市民、医療機関、飲食店、商業施設、学校等に対して、補助犬受入れについての理解、啓発を更に力を入れる必要があるように思います。関係事業者や民間企業等とも連携して、普及啓発の取り組みを行いたいと考えます。なお、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」について、県と協働で普及啓発事業が行えないか検討していきたいです。また、各自治体の担当者が情報収集や情報交換等ができる場（会議、セミナー等）があればいいと思います。

身体障害者補助犬法、及び障害者差別解消法などは啓発の役割が大きいものと思われるが、市町村の実施している普及啓発の取り組みに加え、TV等のマスメディアを活用した全国統一的な取り組みの強化を行うと、同法に関する普及啓発の促進に効果的ではないかと思われる。

県内に訓練事業所が少なく、事業所の所在地が偏っていることから、本市に補助犬の相談があっても実際に訓練へ至るまでのハードルが非常に高いと感じている。このため、啓発活動を積極的に行うためにも、給付が受けやすい体制作りが広がって行くが良いと思います。また、目線を変え、AI等の活用へ移行できる時代が来ていると思います。既に眼鏡型で視覚情報を補完し、音声等の支援を行うような機器があることから、補装具費や日常生活用具でできるだけそういったものをカバーして行ければ、動物が苦手な方の支援といった補助犬の普及で不足する部分への補完にも繋がると考えます。

社会的認知は低く、駅や大型店舗などにもポスターやパンフレットを設置し、多くの方の目に触れるようにしたり、マスメディアなどで広く周知したり、補助犬に関する啓蒙活動をより一層行って行く必要があると思われる。

2017年度 身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果

図1 盲導犬・介助犬・聴導犬 過去7年間に希望相談の有無：都道府県（2010～2017年度）

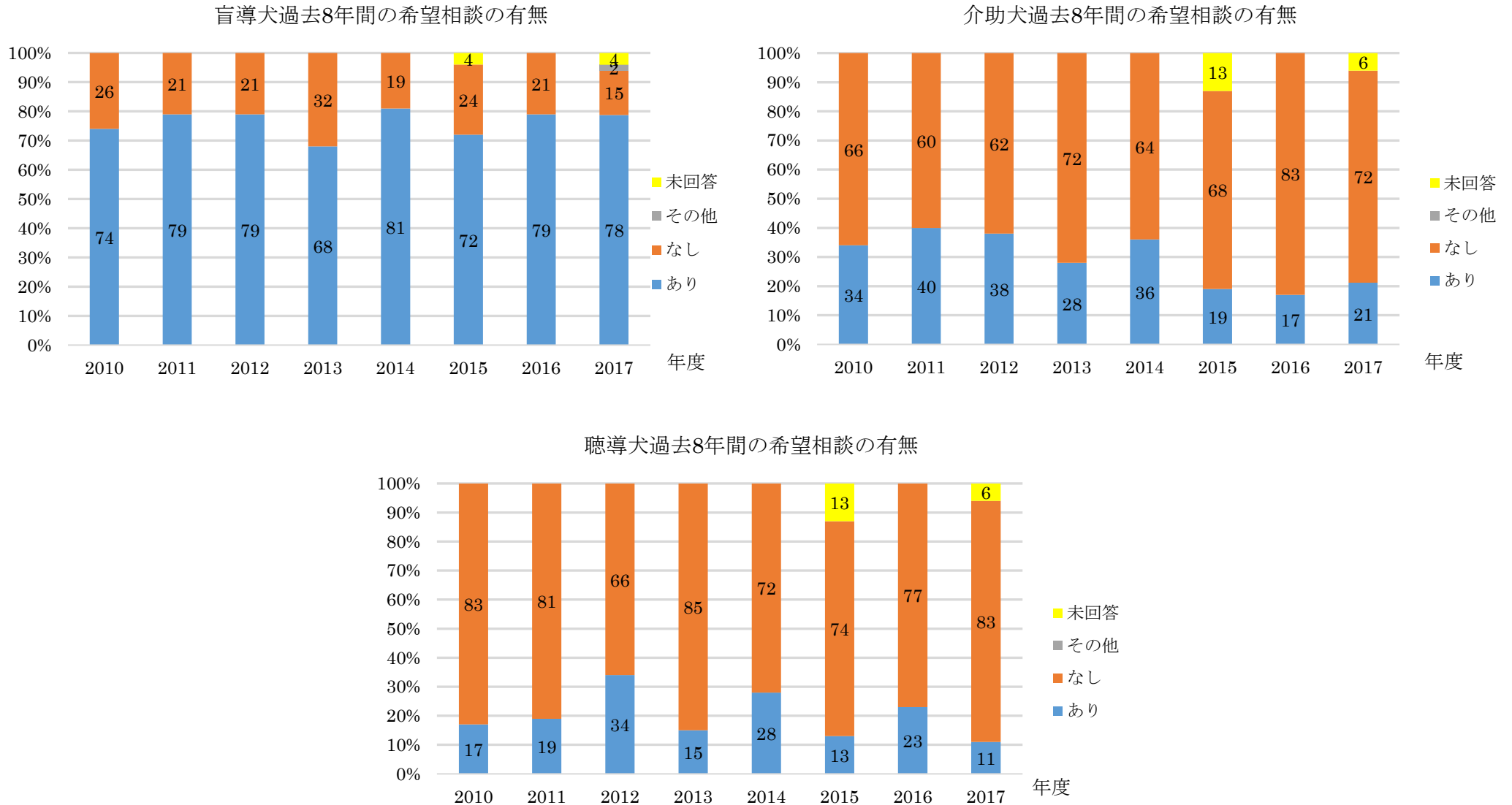
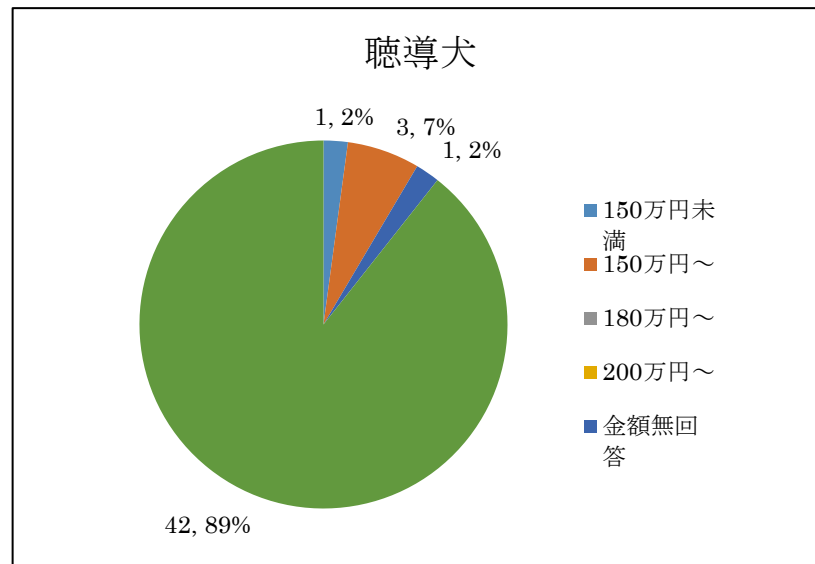
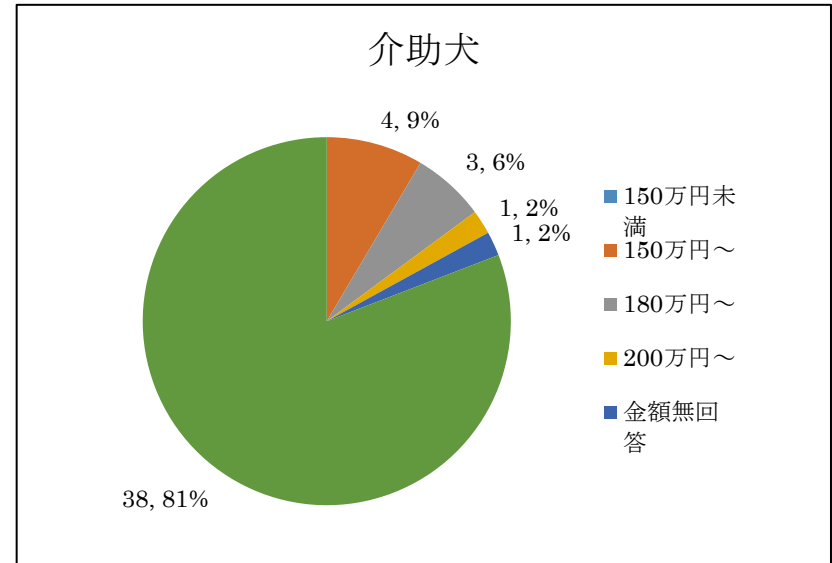
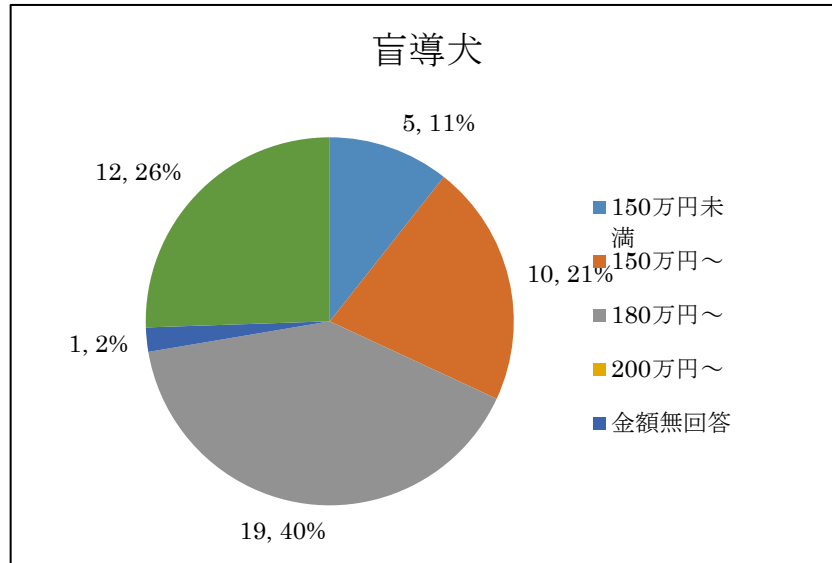


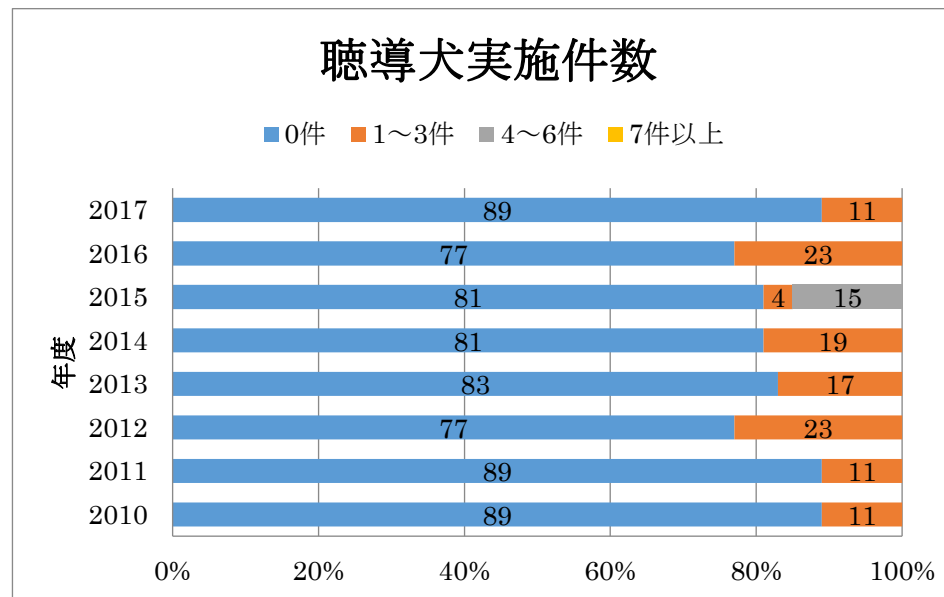
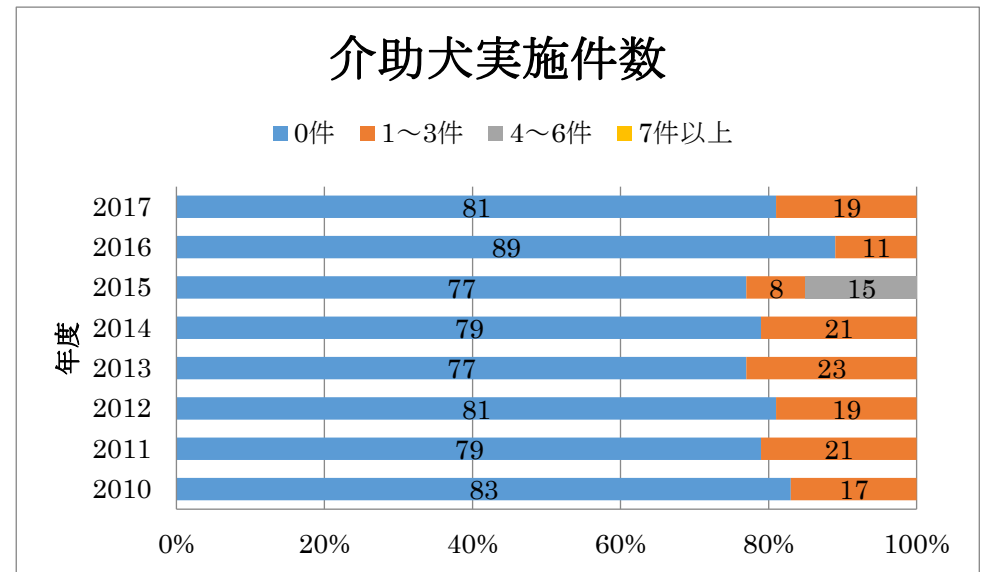
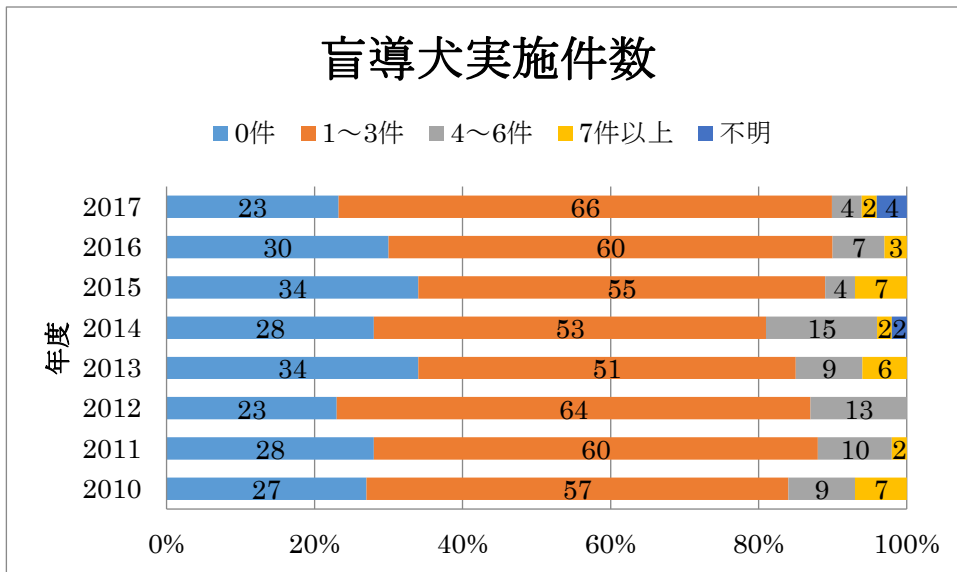
図2 2017年度 身体障害者補助犬育成促進事業助成金



県

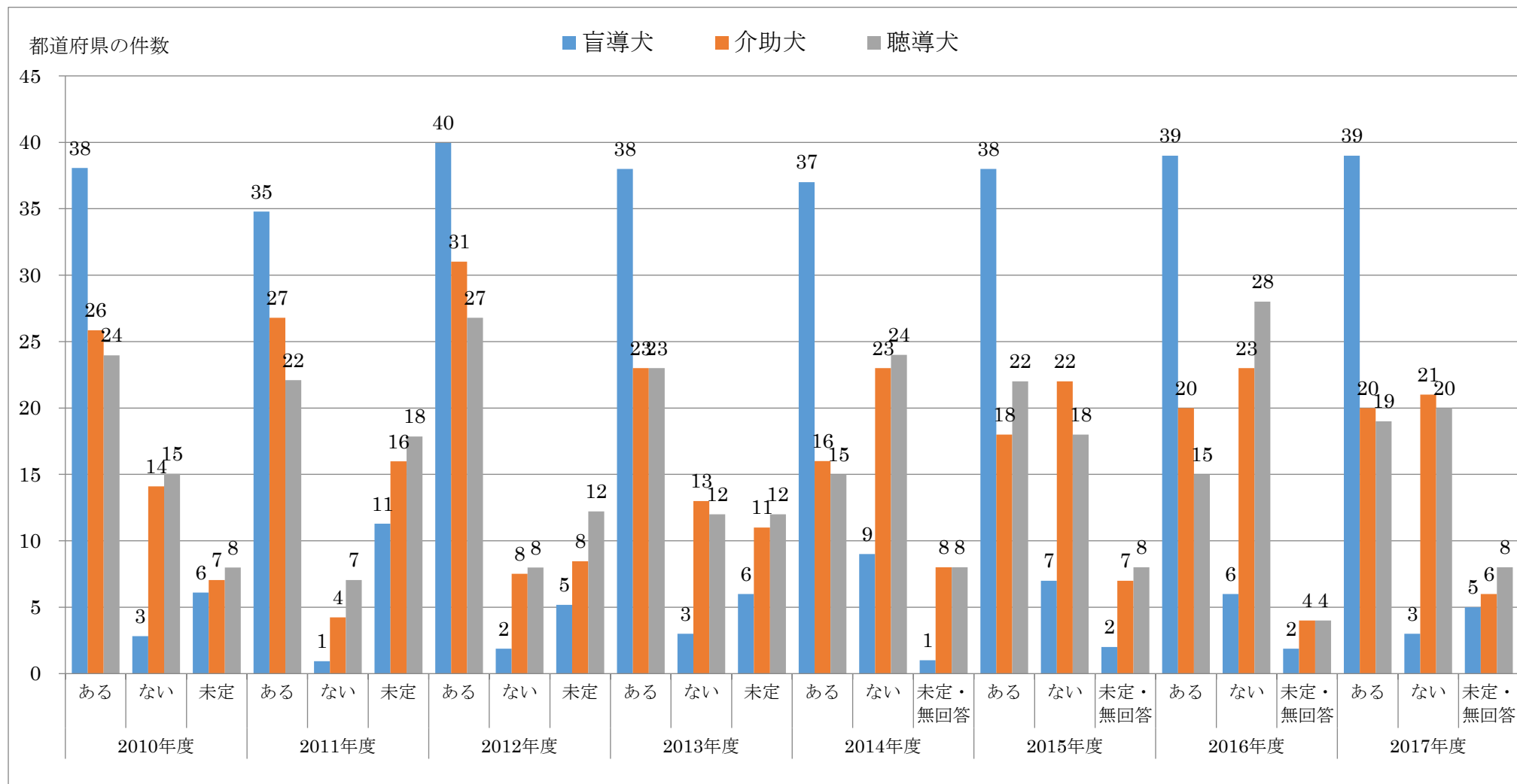
*調査対象：47都道府県

図3 2010～2017年度の補助犬育成促進事業実施件数



*調査対象：47都道府県

図4 2018年度の補助犬育成促進事業の実施予定



注) 2017年度実施予定「ある」の3犬種それぞれの都道府県の件数には、「補助犬種に限らず実施予定がある」16都道府県を含む。

2016年度実施予定「ある」の3犬種それぞれの都道府県の件数には、「補助犬種に限らず実施予定がある」11都道府県、「未定・無回答」には2都道府県を含む。

2015年度実施予定「ある」の3犬種それぞれの都道府県の件数には、「補助犬種に限らず実施予定がある」15都道府県を含む。

2014年度実施予定「ある」の3犬種それぞれの都道府県の件数には、「補助犬種に限らず実施予定がある」11都道府県を含む。

表 1 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出状況

	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	事業者名	届出日	事業者名	届出日	事業者名	届出日
北海道	(公財)北海道盲導犬協会	H13.4.1				
青森						
岩手						
宮城	(公財)日本盲導犬協会仙台訓練センター	H.21.7.17				
秋田						
山形						
福島						
茨城	(一財)全国盲導犬協会	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明
栃木	(公財)東日本盲導犬協会	H5.5.12				
群馬						
埼玉					(一社)日本聴導犬推進協会	H.27.5.29
千葉			(社福)千葉県身体障害者福祉事業団	H.17.4.15		
東京	(公財)アイメイト協会				(社福)日本聴導犬協会 東京支部	不明
神奈川	(公財)日本盲導犬神奈川訓練センター		横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6	(特非)ウェルフェアポート湘南	H.15.4.1
	(公財)日本補助犬協会横浜訓練センター		(公財)日本補助犬協会	H.15.8.4	(特非)聴導犬育成の会	H.15.4.2
	横浜市総合リハビリテーションセンター		(社福)日本介助犬協会	H.15.8.25	横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6
			(社福)アジアワーキングドッグサポート協会	H.15.9.29	(社福)アジアワーキングドッグサポート協会	H.15.9.29
			(特非)ウェルフェアポート湘南	H.16.4.1	(公財)日本補助犬協会	H.16.1.28
新潟						
富山						
石川						
福井						
山梨			(社福)日本介助犬福祉協会	H.17.8.12	(社福)日本介助犬福祉協会	H.17.8.12
長野			(社福)日本聴導犬協会	H.15.9.8	(社福)日本聴導犬協会	H.15.9.8
岐阜			(特非)日本動物介護センター	H.22.9.16		
静岡	(公財)日本盲導犬協会	H18.10.1				
愛知	(社福)中部盲導犬協会	不明	介助犬総合訓練センターシンシアの丘	H.21.3.26		
			(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明	(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明
三重						
滋賀					滋賀県聴覚障害者福祉協会	H.27.3.11
京都	(公財)関西盲導犬協会	S.62.4.28	(特非)京都ケアドッグステーション	H.16.1.9	(特非)京都ケアドッグステーション	H.16.1.9
			京都介助犬トレーニングセンター	H.16.10.21	京都介助犬トレーニングセンター	H.16.10.21
			京都アシスタントドッグ育成協会	H.18.9.28		
大阪	(社福)日本ライトハウス	H.13.4.2				
兵庫	(社福)兵庫盲導犬協会	不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団	不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団	不明
			(社福)兵庫盲導犬協会	不明	(社福)兵庫盲導犬協会	不明
			(特非)兵庫介助犬協会	不明		
奈良			日本サポートドッグ協会	H.15.11.21	日本サポートドッグ協会	H.15.11.21
			(特非)近畿介助犬訓練所	不明		
和歌山						
鳥取						
島根	(公財)日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター	H20.10.1				
岡山						
広島						
山口			ドッグスクールSue	H30.1.31		
徳島					(特非)ボランティアドッグ育成センター	H.16.4.1
香川						
愛媛			えひめドッグスクール	H.21.12.9	Dog for Life Japan	H.24.10.1
			Dog for Life Japan	H.24.10.1		
高知						
福岡	(公財)九州盲導犬協会	H21.10.30	(特非)九州補助犬協会	H.18.9.22	(特非)九州補助犬協会	H.18.9.22
佐賀						
長崎					聴導犬育成協会	H.15.4.1
熊本			(特非)介助犬協会キスマット	H.21.6.1		
大分						
宮崎						
鹿児島					(特非)Earth Angel Dog	H.16.9.14
沖縄						

*最新の届出状況は、厚労省 HP 内の補助犬情報ページをご参照ください。

表2 2017年度 補助犬育成促進事業実施件数・助成額（都道府県別）

	盲導犬			介助犬			聴導犬		
	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額
北海道	○	3	1,800,000	○	1	1,800,000		0	
青森県	○	1	1,984,500		0			0	
岩手県	○	1	1,000,000		0			0	
宮城県	○	3	1,000,000		0			0	
秋田県	○	2	1,500,000		0			0	
山形県		0			0			0	
福島県	○	1	1,500,000		0			0	
茨城県		0			0			0	
栃木県	○	2	1,600,000		0			0	
群馬県	○	1	1,782,000	○	1	1,782,000		0	
埼玉県	○	1	1,984,500		0			0	
千葉県	○	1	1,984,500		0			0	
東京都	○	9	無記入	○	1	無記入	○	2	無記入
神奈川県	○	3	1,910,800	○	1	1,650,000	○	1	1,470,000
新潟県	○	2	1,890,000		0			0	
富山県	○	1	600,000		0			0	
石川県	○	1	1,890,000		0			0	
福井県		0			0			0	
山梨県	○	2	1,686,050		0			0	
長野県									
岐阜県	○	1	1,500,000		0			0	
静岡県	○	5	1,985,000	○	1	1,985,000		0	
愛知県	○	5	1,025,208	○	1	1,500,000		0	
三重県		0			0			0	
滋賀県	○	1	1,500,000		0		○	1	1,500,000
京都府	○	1	1,500,000		0			0	
大阪府	○	3	1,728,000	○	1	1,728,000	○	2	1,728,000
兵庫県	○	2	1,890,000		0			0	
奈良県	○	2	1,890,000		0		○	1	1,500,000
和歌山県	○	1	1,944,000		0			0	
鳥取県		0			0			0	
島根県	○	1	1,890,000		0			0	
岡山県	○	1	1,944,000		0			0	
広島県	○	1	1,944,000		0			0	
山口県	○	2	1,890,000		0			0	
徳島県		0		○	1	1,944,000		0	
香川県	○	1	1,944,000		0			0	
愛媛県	○	1	1,944,000		0			0	
高知県		0		○	1	2,101,200		0	
福岡県	○	2	1,500,000		0			0	
佐賀県									
長崎県		0			0			0	
熊本県	○	1	1,200,000		0			0	
大分県	○	1	1,890,000		0			0	
宮崎県		0			0			0	
鹿児島県		0			0			0	
沖縄県		0			0			0	
合計		34県/67件			9県/9件			5県/7件	

表3 2018年度 補助犬育成促進事業の実施予定件数・予定額（都道府県別）

	補助犬種類に関わらず			盲導犬			介助犬			聴導犬		
	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額
北海道	○	7	1,800,000									
青森県				○	1	無記入		0	0		0	0
岩手県	○	2	1,500,000									
宮城県	○	総額300万円を頭割り (1頭は150万まで)										
秋田県				○	2	1,500,000		0	0		0	0
山形県	○	1	1,830,000									
福島県	○	1	1,500,000									
茨城県				○	2	1,984,500		0	0		0	0
栃木県	○	2	1,600,000									
群馬県				○	2	1,782,000		0	0		0	0
埼玉県	○	6	1,984,500									
千葉県	○	3	2,143,260									
東京都				○	10	無記入	○	1	無記入	○	1	無記入
神奈川県				○	2	1,910,800		0	0	○	3	1,470,000
新潟県				○	5	1,890,000		0	0		0	0
富山県				○	1	600,000		0	0		0	0
石川県				○	3	1,890,000		0	0		0	0
福井県					0	0		0	0		0	0
山梨県				○	2	1,686,050		0	0		0	0
長野県												
岐阜県					未定		○	1	1,500,000		未定	未定
静岡県				○	5	1,984,500		0	0		0	0
愛知県	○	5	1,500,000									
三重県					未定			0	0		0	0
滋賀県	○	2	1,500,000									
京都府				○	1	1,500,000		未定	未定		未定	未定
大阪府				○	3	1,728,000	○	1	1,728,000		0	0
兵庫県				○	3	1,890,000		0	0		0	0
奈良県				○	2	1,890,000	○	1	1,500,000	○	1	1,500,000
和歌山県	○	1	1,944,000									
鳥取県					未定			未定	未定		未定	未定
島根県				○	1	1,890,000		0	0		0	0
岡山県	○	2	1,944,000									
広島県	○	3	1,944,000									
山口県	○	2	1,500,000									
徳島県					0	0		0	0		無記入	
香川県				○	1	1,944,000		0	0		0	0
愛媛県				○	1	1,944,000		0	0		0	0
高知県				○	1	2,101,200		0	0		0	0
福岡県				○	3	1,500,000		0	0		0	0
佐賀県												
長崎県				○	1	1,450,000		0	0		0	0
熊本県	○	未定	400,000									
大分県				○	1	1,890,000		0	0		0	0
宮崎県	○	2	2,007,000									
鹿児島県				○	2	1,944,000		未定	未定		未定	未定
沖縄県					0	0		0	0		0	0

表4 都道府県における補助犬育成促進事業の助成金交付先について

	事業者名					
	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体
北海道						
青森						
岩手						
宮城						
秋田						
山形		訓練施設所在地等の要因を基に選定		訓練施設所在地等の要因を基に選定		訓練施設所在地等の要因を基に選定
福島						
茨城						
栃木						
群馬						
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川						
新潟						
富山		富山視覚障害者協会		無記入		無記入
石川						
福井						
山梨						
長野						
岐阜						
静岡						
愛知						
三重						
滋賀						
京都	委託対象事業者は以下の通り。訓練事業者は社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第4項に規定する介助犬訓練事業または、聴導犬訓練事業を行う団体					
大阪						
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取		無記入		無記入		無記入
島根		(社福)島根ライトハウス ライトハウスイブライリー		無記入		無記入
岡山		(公財)岡山県身体障害者福祉連合会		(公財)岡山県身体障害者福祉連合会		(公財)岡山県身体障害者福祉連合会
広島		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)
山口						
徳島		(公財)徳島の盲導犬を育てる会		(特非)ボランティアドッグ育成センター		(特非)ボランティアドッグ育成センター
香川		(福)日本ライトハウス		無記入		無記入
愛媛		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定
高知		無記入		無記入		無記入
福岡		(公財)九州盲導犬協会		(特非)九州補助犬協会		(特非)九州補助犬協会
佐賀						
長崎						
熊本						
大分		大分盲導犬協会		九州補助犬協会		九州補助犬協会
宮崎						
鹿児島						
沖縄		申請者の調査を行い協議のうえ決定		申請者の調査を行い協議のうえ決定		申請者の調査を行い協議のうえ決定

表5 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について

	調査実施	都道府県主体	事業者名	件数	費用	補助金利用	評価委託	都道府県主体	事業者名	件数	費用	補助金利用
北海道	×						×					
青森	○	○					×					
岩手	○	○					○	○				
宮城	県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っているため、犬が貸与候補者を選定することはない。											
秋田	○	○					○		北海道盲導犬協会	2	未記入	×
山形	○	○					○	○				
福島	×						×					
茨城	○	○					○	○				
栃木	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○
群馬	○	○					○	○				
埼玉	○	○					○		申請者が選んだ訓練事業者	1		○
千葉	○	○					○	○				
東京	○	○					○		申請者が希望する訓練事業者	12	未記入	○
神奈川	○	○					○	○				
新潟	×						×					
富山	○		富山視覚障害者協会	1	600,000	○	×					
石川	○	○					○	○				
福井	×						×					
山梨	○	○					○	○				
長野	○	○					○	○				
岐阜	○	○					○	○				
静岡	○	○(*1)					○	○				
愛知	×						×					
三重	×						×					
滋賀	○	○					×					
京都	×						×					
大阪	○	○					○	○				
兵庫	○	○					×					
奈良	○	○					×					
和歌山	○		希望者が選んだ訓練事業者	1	1,944,000	○	○		希望者が選んだ訓練事業者	1	1,944,000	○
鳥取	×						×					
島根	○		島根ライトハウス ライトハウスイグラー	1	0	未記入	○		島根ライトハウス ライトハウスイグラー	1	0	○
岡山	○		岡山県身体障害者福祉連合会	1	(*2)	○	○		岡山県身体障害者福祉連合会	1	未記入	○
広島	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	1	6,338,000	○	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	1	6,338,000	○
山口	○	○					○	○				
徳島	○	○					○					
香川	○	○					○					
愛媛	○	○					○					
高知	○	○					○					
福岡	×						×					
佐賀	×						×					
長崎	×						×					
熊本	○	(*3)					○	(*3)				
大分	○		大分盲導犬協会	1		育成補助金に費心	○	×				
宮崎	○	○					○		無回答	0	-	-
鹿児島	×						○	○				
沖縄	○	○					×					

(*1) 静岡県身体障害者補助犬育成給付事業実施要綱に基づき、本人から市町に申請があった場合、市町で調査を実施し、県に対して結果を進達する

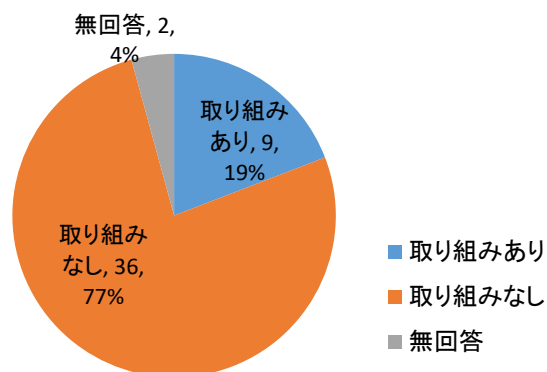
(*2) 補助犬育成事業委託費として交付している為、調査費用、評価費用に分けることはできない

(*3) 福祉事務所(市を含む)で実施している

【災害時の補助犬同伴避難に関する取り組みについて】

・都道府県

取り組みあり	取り組みなし	無回答
19% (9)	77% (36)	4% (2)



	災害時の補助犬同伴避難の取り組み			具体的な内容（マニュアルがある場合は引用）
	なし	政令市/ 中核市単位 (担当部署)	障害 福祉 課	
北海道			○	<p>【回答】</p> <p>市町村に対し、障害のある方が補助犬を伴い避難が必要となる場合があること等を「災害時における支援対策の手引き」により周知している。</p> <p>【災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引きより該当箇所を引用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬や介助犬を伴っている場合がある。 ・（盲導犬や介助犬を伴う場合には、それに、必要なものも準備する。） ・介助者不在時を想定し、隣近所の人などに援助・支援を依頼しておく（盲導犬や介助犬を伴う場合には、その旨も伝達する） ・避難誘導を受ける場合には、援助・支援者の肘や肩等をつかませてもらい、ゆっくりと歩いてもらうよう依頼する（盲導犬や介助犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）（P57、4 視覚障がい者）
青森県		○ (健康福祉部 保健衛生課)		<p>【回答】</p> <p>青森県地域防災計画内に動物の同行避難について明記しており、補助犬同伴を含む。</p> <p>【災害時における動物救護活動マニュアルより該当箇所を引用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、同行避難した被災動物とは区別し、原則、被災者と同じスペースで生活できるものであること。 <p>【身体障害者補助犬】○身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種の犬のことをいう。それぞれ仕事内容は異なるが、身体障害者の自立と社会参加を促進するという目的は同じである。</p> <p>（P8、3. 市町村の役割、4 避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定）</p>
岩手県	○			
宮城県	○			
秋田県	○			
山形県	○			
福島県	○			
茨城県		○ (各市町村)		<p>【回答】</p> <p>茨城県地域防災計画において、要配慮者の支援が義務付けられている</p>
栃木県		○ ①健康福祉課		<p>【回答】</p> <p>①避難所等で要配慮者の福祉ニーズを把握し、必要な支援につなげる「災害福</p>

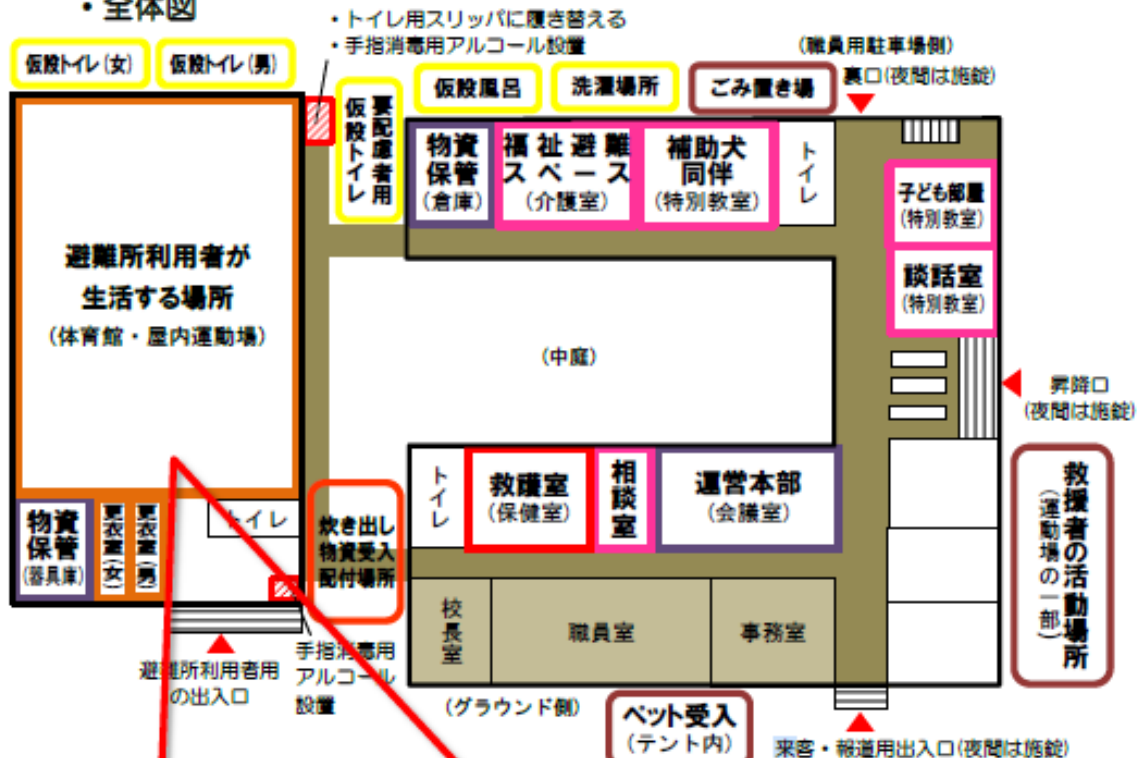
		②危機管理課	社支援チーム (DWAT)を設置しており、補助犬使用者についても、当該支援の対象者として想定される。 ②福祉避難所を設置の上、補助犬使用者と補助犬が同一生活圏で避難できるように対応している。
群馬県	○		
埼玉県	○		
千葉県		○ 防災危機 管理部 (防災政策 課)	<p>【回答】</p> <p>千葉県作成の「避難所運営の手引き」に補助犬同伴避難について明記している。</p> <p>【避難所運営の手引きより該当箇所を引用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットを建物内で受け入れる場合でも、居住スペースへの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き禁止し、ペットの飼育のための専用スペースを確保するとともに、ケージや専用ケースに入っているペットのみを受け入れます。(P34, ③ペットの管理等)、 ・なお、避難所には補助犬を連れて来る障害者の方もいます。この場合、補助犬であることについて周囲の方たちに理解を求め、やたらと補助犬に触らないよう注意を促します。また、補助犬を伴う避難者の居住スペースについては、周りの方への配慮も検討しなければなりません。(P71, (2) 障害者、難病患者等に配慮した避難所の運営) ・⑥ 身体障害者補助犬使用者○避難生活が長期化する場合は、補助犬を給付先の団体などに一時預けることを考慮します。(P76, 〈高齢者、障害者、難病患者等に対する個別対応の例〉) ・なお、障害者の方が連れてくる補助犬については、ペットとは捉えず、要配慮者への支援として考える必要があります。(P106, 1 避難所におけるペット対策の必要性)
東京都	無記入		
神奈川県	○		
新潟県		○ (防災局)	<p>【回答】</p> <p>地域防災計画においては、「補助犬使用者」と明記はしていないが、障害者を要配慮者として位置づけ、情報提供、避難誘導、避難所での配慮等対応するように定めている</p>
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県	○		
三重県	○		
滋賀県		○ (健康医療福祉部 生活衛生課)	<p>【回答】</p> <p>H27.3 災害時における動物救護に関する協定を県獣医師会と締結 H28.9 滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン作成</p> <p>【滋賀県災害時ペット同行避難ガイドラインより該当箇所を引用】また、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬など)は居室への同伴が必要となるので、避難所での受入れ体制を整える必要があります。(P13,2 災害発生時)</p>
京都府	○		
大阪府	○		
兵庫県	○		

奈良県	○			
和歌山県			○	<p>【回答】</p> <p>防災担当の部署と連携を図り、市町村避難所運営マニュアル作成モデルや災害時用援護者避難支援ハンドブックの作成などに協力している。</p> <p>【市町村避難所運営マニュアル作成モデルより該当箇所を引用】・居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。(P16,避難所の生活ルール)</p> <p>避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。(P52,ペット)</p>
鳥取県	○			
島根県	○			
岡山県	○			
広島県	○			
山口県	○			
徳島県	○			
香川県	○			
愛媛県	○			
高知県	○			
福岡県	○			
佐賀県	○			
長崎県	○			
熊本県		○ (危機管理防災課)	○	<p>【回答】</p> <p>熊本県地域防災計画に福祉避難所を含めた避難所の確保について、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めることを明記。</p> <p>第5期熊本県障がい者計画の中間見直し(平成30年3月)において、災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町村における避難支援体制の整備を行うことを明記。また、障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針(障がい者支援課)、避難所運営マニュアル・福祉避難所運営マニュアル(健康福祉政策課)を作成、市町村に配布済み。</p> <p>【避難所運営マニュアルより該当箇所を引用】</p> <p>⑥身体障がい者補助犬使用者・避難所生活が長期化する場合は、引き続き避難所内で補助犬を使用できるよう、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要である。(P34, (12) 災害時要援護者の状態等に応じた配慮)</p> <p>★レイアウト図(避難所運営マニュアル作成モデル)</p>
大分県	無記入			
宮崎県	○			
鹿児島県	○			
沖縄県	○			

レイアウト例(学校などの場合)

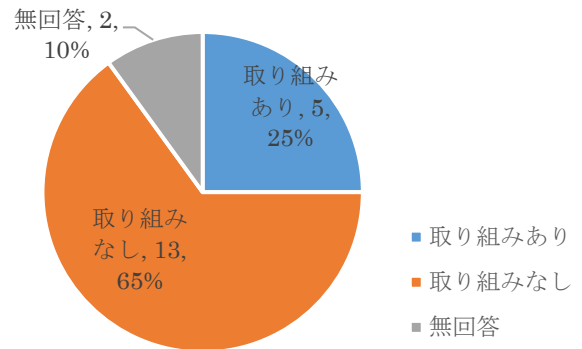
平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書(平成28年4月内閣府(防災担当))から一部抜粋

・全体図



・政令市

取り組みあり	取り組みなし	無回答
25% (5)	65% (13)	10% (2)

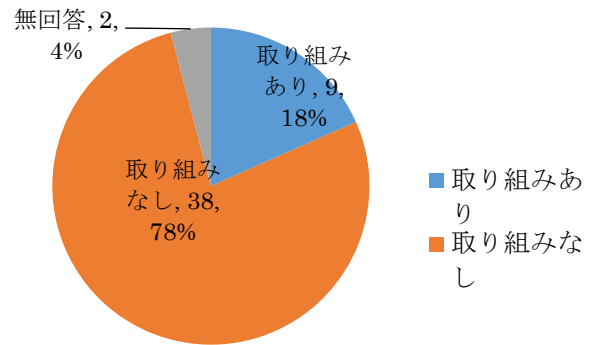


	災害時の補助犬同伴避難の取り組み			具体的な内容 (マニュアルがある場合は引用)
	なし	政令市/ 中核市単位 (担当部署)	障害 福祉課	
札幌市	○			
仙台市	○			
さいたま市	○			
千葉市		○ (危機 管理課・ 生活衛生課)	○	<p>【回答】</p> <p>市職員向けに作成した「避難所等における要配慮者支援マニュアル」に補助犬利用者への配慮について記載している。「避難所におけるペット対応の手引き」に補助犬利用者への配慮について記載している。障害福祉課では「避難所等における要配慮者支援マニュアル」を作成した千葉市要配慮者対策推進部会において、部会員としてマニュアル作成に協力した。</p>

				<p>【「避難所におけるペット対応の手引き」より該当箇所を引用】</p> <p>※ただし、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。なお居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合などは、配慮が必要となります。（P1、1.避難所でのペット飼育の原則、(2)）</p>
横浜市	○			
川崎市			○	<p>【回答】</p> <p>指定管理施設である「川崎市視覚障害者情報文化センター」において、盲導犬ユーザーを含めた視覚障害者及び支援者に向けた、災害時の避難訓練等の講習を実施している。</p>
相模原市	○			
新潟市	○			
静岡市	○			
浜松市	○			
名古屋市				
京都市	○			
大阪市	○			
堺市		○		<p>【回答】</p> <p>「避難所運営マニュアル」に補助犬同伴避難について明記している。</p> <p>【「避難所運営マニュアル」より該当箇所を引用】</p> <p>※身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応します。（P36、6.衛生班の役割、(6)）</p>
神戸市				
岡山市		○ (危機管理室)		<p>【回答】</p> <p>岡山市避難所運営マニュアルに身体障害者補助犬の避難所の居室スペースへの持込について記載している。</p> <p>【「岡山市避難所運営マニュアル」より該当箇所を引用】</p> <p>避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生する。このため、居室へのペットの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き原則禁止する。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得ることとする。（P32、6.ペット、(1)）</p>
広島市	○			
北九州市		○ (危機管理室)		<p>【回答】</p> <p>地域防災計画に身体障害者補助犬の同伴避難について明記している。</p> <p>【「地域防災計画」より該当箇所を引用】</p> <p>避難所でのペットとの同伴避難は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、対応する。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。（P137、第5 災害発生時における愛玩動物（ペット）対策、1、(3)）</p>
福岡市	○			
熊本市	○			

・中核市

取り組みあり	取り組みなし	無回答
19% (9)	79% (38)	2% (1)



	災害時の補助犬同伴避難の取り組み			具体的な内容（マニュアルがある場合は引用）
	なし	政令市/ 中核市単位 (担当部署)	障害 福祉 課	
旭川	○			
函館	○			
青森	○			
八戸	○			
盛岡	○			
秋田	○			
郡山				
いわき	○			
宇都宮	○			
前橋		○ (総務部 危機管理室)		【回答】 避難所マニュアルにおいて、ペットは同伴できないが、補助犬については同伴を認める旨の記載がある。
高崎	○			
越谷	○			
川越		○ (防災危機 管理室)		【回答】 「避難行動要支援者の支援の一環」で、本人の同意があり名簿に登載された者は、民生委員や自治会で情報共有を行っている。
船橋		○ (危機 管理課)		【回答】 避難所運営マニュアル内に補助犬使用者への配慮事項を記載している。 【避難所運営マニュアル（各運営班の業務）より該当箇所を引用】 □身体障害者補助犬は、要配慮者の支援として考えます。(P56、保健衛生班の業務 8、ペット) ★表
柏	○			
八王子	○			
横須賀	○			
富山	○			
金沢		○ (危機管理 課)	○	【回答】 市の「避難所運営マニュアル」に補助犬同伴避難について明記。障害福祉課では担当部署と連携しながら、マニュアル作成などに協力している。 【避難所運営マニュアルより該当箇所を引用】 障害のある人の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬等はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、補助犬および利用者に別室を準備する必要があります。(P20、衛生・救護担当、(1)ウ) ★レイアウト図

長野	○			
岐阜	○			
豊田	○			
豊橋		○ (福祉部 障害福祉課)		【回答】 避難所運営マニュアルに、補助犬を連れてきた人への配慮について明記している。 【豊橋市避難所運営マニュアル(資料集)より該当箇所を引用】 身体障害者補助犬同伴者用の場所 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所。動物アレルギーのある人などに配慮し、できれば個室を用意する。(P6、避難所運営のために必要な部屋・場所) ★配慮の方法
岡崎	○			
大津	○			
高槻	○			
豊中	○			
枚方	○			
東大阪	無回答			
姫路	○			
西宮	○			
尼崎		○ (危機管理 安全局 企画管理課)		【回答】 避難場所において一般的な愛玩動物と避難者とは居住スペースを分離するが、補助犬については分離対象から除外することを地域防災計画に明記している。 【地域防災計画より該当箇所を引用】 避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。(P214、第4章、第2節、(2)、イ)
奈良		○ (危機 管理課・ 障害福祉 課)		【回答】 補助犬を同伴しての避難所への避難については、現時点でも受け入れているところではあるが、その内容を地域防災計画に記載する方向性で検討している。
和歌山	○			
倉敷	○			
福山		○ (保健福祉 局福祉部福 祉総務課)		【回答】 マニュアルには記載していないが、補助犬同伴避難については個別に対応している。
呉		○ (危機管理 課)		【回答】 避難行動要支援者名簿に基づき、具体的な非難支援等の方法について個別計画を策定するよう努めている。
下関	○			
高松	○			
松山	○			
高知	○			
久留米	○			
長崎	○			
佐世保	○			
大分	○			
宮崎	○			

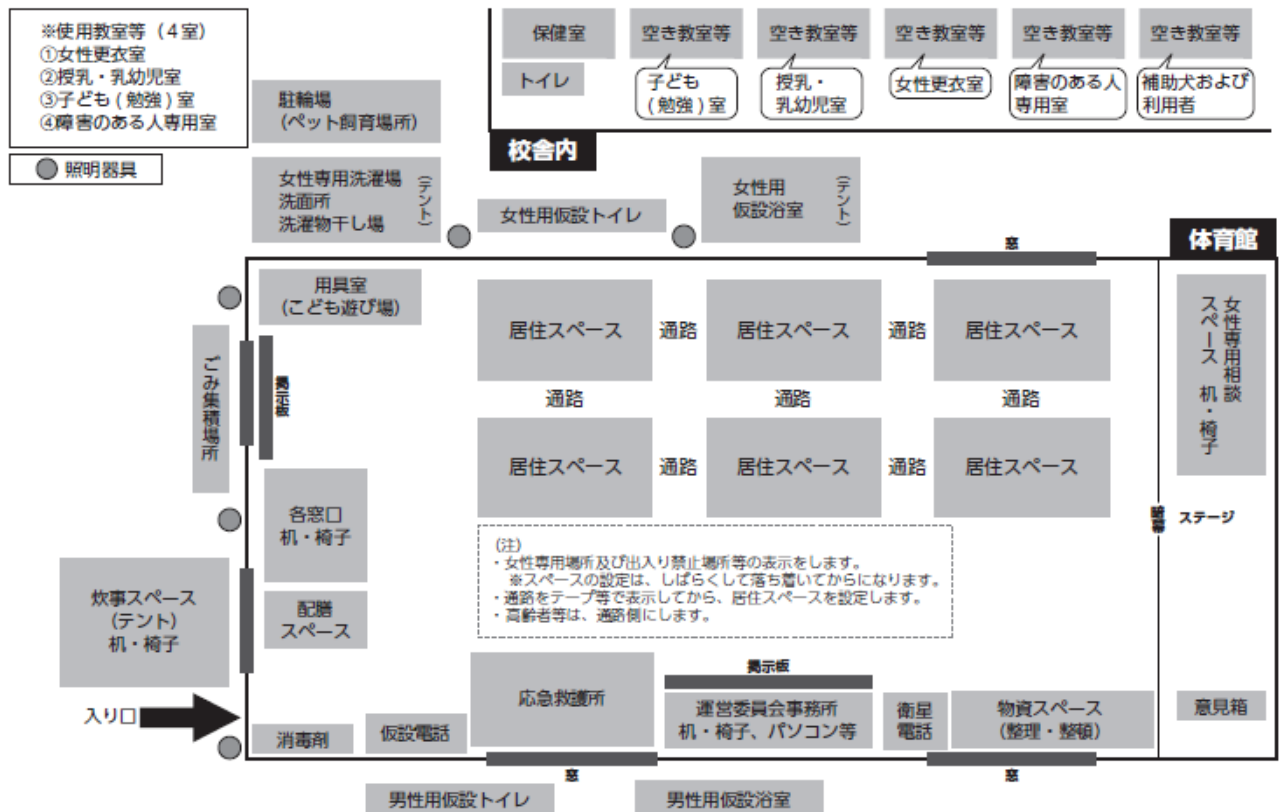
鹿児島	○			
那覇	○			

【参考資料①】 船橋市

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
身体障害者補助犬を連れた人 補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツなど飼育管理のために必要なもの（本人については別の項目を参照）	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など（本人については別の項目を参照）	補助犬関係団体へ連絡（本人については別の項目を参照）

【参考資料②】 金沢市

避難場所（学校等）レイアウトイメージ図（例）



※応急救護所は「保健室」を使用することが望ましいが、スペースを確保できない場合は、プライバシーを確保するための衝立を設置することが望ましい。

【参考資料③】 豊橋市

区分	身体障害者補助犬を連れた人 ※補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	
特徴	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	
主な配慮事項	配置、設備	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。
	食料・物資	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツなど飼育管理のために必要なもの（本人については別の項目を参照）
	情報伝達	本人については別の項目を参照
	人的支援	補助犬関係団体など（本人については別の項目を参照）
	その他	補助犬関係団体へ連絡（本人については別の項目を参照）

身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 27 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、以下の 3 点、①従来からの補助犬の育成（費用助成） ②地域における理解促進・普及啓発に要する費用 ③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用 が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成 28 年度調査の設問 12（平成 26 年度以前の設問 7）を、本年度の「補助犬育成促進事業等実施実態調査」から設問 10 に改め、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。

加えて、近年、国内外で重大な災害が多発しています。補助犬使用者と補助犬の安全と生命を守ることができるよう、行政と地域社会およびボランティアなどの連携による避難誘導などの災害対応を整備していくことが喫緊の課題となっています。そこで災害時への対応に関して回答して頂くことにしました。

ご多忙の折とは存じますが、 月 日（ ）までに E-mail または FAX でご返信下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。（返信先 E-mail:chousa.jsdrc@gmail.com FAX 番号：045-275-7771）

基本データ

都道府県 _____
部署 _____ 担当課名 _____
担当者氏名 _____ [どちらかに○:専任・兼任] 専任 _____ 名 兼任 _____ 名
電 話 _____ FAX _____
今後の連絡先 e-mail _____

1、平成 29 年度（2017 年度）の貴都道府県内における第二種社会福祉事業の届出の増減についてうかがいます。

①平成 29 年度に貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか？
訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。（※[厚労省ほじょ犬 HP](#)参照）

盲導犬： a. ある

訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

介助犬： a. ある

訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

聴導犬： a. ある

訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

②平成 29 年度内、貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

盲導犬：訓練事業者名（ ） 届出日（ 年 月 日）

介助犬：訓練事業者名（ ） 届出日（ 年 月 日）

聴導犬：訓練事業者名（ ） 届出日（ 年 月 日）

①育成促進事業

2. 貴都道府県に使用者はいますか？いる場合は全体の人数とその内、地域支援活動支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の助成対象人数についてもご回答ください。

盲導犬： a. いる（ 人） → 内、助成対象（ 人） b. いない c. 不明

介助犬： a. いる（ 人） → 内、助成対象（ 人） b. いない c. 不明

聴導犬： a. いる（ 人） → 内、助成対象（ 人） b. いない c. 不明

3. 平成 29 年度（2017 年度）の補助犬の希望者はいましたか？いた場合には件数をご記入願います。

盲導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし

介助犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし

聴導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし

4. 平成 29 年度（2017 年度）の補助犬育成促進事業の実施件数をご記入願います。

盲導犬： a. 実施件数 件（助成額 円／1 頭） b. 実施していない

介助犬： a. 実施件数 件（助成額 円／1 頭） b. 実施していない

聴導犬： a. 実施件数 件（助成額 円／1 頭） b. 実施していない

5. 平成 30 年度（2018 年度）の補助犬育成促進事業の実施予定はありますか？

盲導犬： a. ある 件（助成額 円／1 頭） b. ない c. 未定

介助犬： a. ある 件（助成額 円／1 頭） b. ない c. 未定

聴導犬： a. ある 件（助成額 円／1 頭） b. ない c. 未定

補助犬の種類に限らず： a. ある 件（助成額 円／1 頭）

6. 予算の有無に関わらず、希望者がいた場合、貴都道府県における補助犬育成補助事業の助成金の交付先の指定、または委託先はありますか。

盲導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者

b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者）

c. 貴都道府県が委託する団体（団体）

- 介助犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者）
 c. 貴都道府県が委託する団体（団体）
- 聴導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者）
 c. 貴都道府県が委託する団体（団体名）

7. 補助犬希望者の募集はどのような形で行っていますか

- a. 随時募集 b. 一定の期間を定めて募集 c. 先着順 d. その他（具体的に：）

8. 希望者募集の結果、実施予定頭数に達しなかった場合、再募集を行っていますか

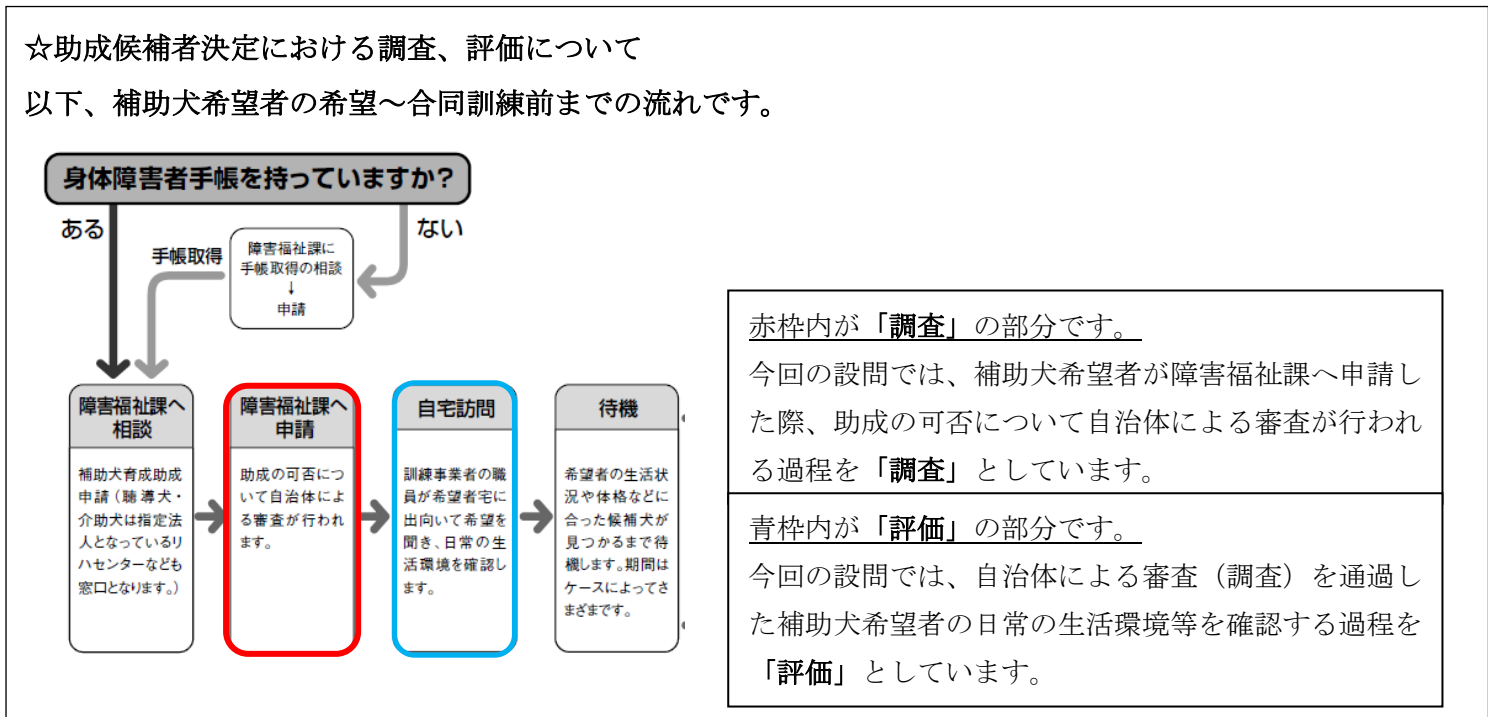
- a. 実施している b. 実施していない c. 状況により検討する

②育成計画の作成

9. 貴都道府県の助成候補者決定における、調査ならびに評価について。

☆助成候補者決定における調査、評価について

以下、補助犬希望者の希望～合同訓練前までの流れです。



1) 貴都道府県において、「調査」を実施していますか。

実施している場合はどのように実施していますか。

- 調査の実施 ⇒ a. 実施している b. 実施していない
 実施の方法 ⇒ a. 都道府県主体で行っている b. 委託している

【以下、1から3まで、調査について委託している場合のみ回答してください】

1. 調査の委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名 _____）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名 _____）
ハ. その他（団体名 _____）

2. 2017年度の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。

またその事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものに○をつけてください。

件数：（ _____ ）件 費用：（ _____ ）円

補助金利用の有無： 利用した / 利用していない

3. 委託した調査についてお答え下さい

委託した調査時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した調査の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

2) 貴都道府県においては、「評価」を実施していますか。
実施している場合は、どのように実施していますか。

評価の実施 ⇒ a. 実施している b. 実施していない

実施の方法 ⇒ a. 都道府県主体で行っている b. 委託している

【以下、1から3まで、評価について委託している場合のみ回答してください。】

1. 評価について委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名 _____）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名 _____）
ハ. その他（団体名 _____）

2. 2017年度の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。

また、その事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものに○をつけてください。

件数：（ _____ ）件 費用：（ _____ ）円

補助金利用の有無： 利用した / 利用していない

3. 委託した評価についてお答え下さい

委託した評価時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した評価の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

③理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 28 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

10. 貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用の有無についてもご回答ください。

1) 助成施策（例：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など））

①2017 年度： 実施している / 実施していない

②2018 年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2017 年度 実施			有 ・ 無
2018 年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

2) 理解促進（例：市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修会）

①2017 年度： 実施している / 実施していない

②2018 年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2017 年度 実施			有 ・ 無
2018 年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

3) 啓発活動（例：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5 月 22 日の補助犬の日にイベント開催 等）

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

4) ニーズ並びに供給体制の把握（例：補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等）

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

5) 連携体制（例：補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている、他県との連携 等）の取り組み

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

相談・問い合わせ

1 1. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

12. 平成29年度（2017年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対処内容をご記入下さい。※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

- 1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する 紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に 関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

- 2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の	補助犬の	障害者の	訓練	受け入れ	一般	その他

	使用者	希望者	家族	事業者	事業者	市民	
介助犬訓練事業者に関する 紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に 関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する 紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬同伴の受け入れ拒否に 関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

13. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

a. はい b. いいえ

その他・意見等

- 1 4. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

災害時等における補助犬使用者に関する安全・安心に関する特別設問

補助犬使用者と補助犬の安全と生命を守ることができるように、行政と地域社会およびボランティアなどの連携による避難誘導などの災害対応を整備していくことが喫緊の課題となっています。

補助犬同伴避難（補助犬と補助犬使用者が同じ生活圏内で避難生活を送ること）について、貴都道府県や障害福祉課で何か取り組みを行っていますか。

- a. 都道府県単位で取り組んでいる

⇒①主に取り組んでいる部署名（ ）

②具体的な内容 例：地域防災計画内に補助犬同伴避難について明記している等

- b. 障害福祉課でも積極的に取り組んでいる

⇒具体的な内容 例：防災担当の部署と連携を図り、マニュアルの作成などに協力している

- c. 特に取り組みは行っていない

※ 最後に、お手数をおかけいたしますが、貴都道府県の補助犬育成補助事業の最新の実施要綱及び助成申請から決定までの流れの様式に平成 29 年度（2017 年度）中の変更がございましたら、お送り願います。

※ 全国のご担当者様より様々なお相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL：045-275-7770 FAX：045-275-7771

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました

補助犬育成補助事業実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 27 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、以下の 3 点、①従来からの補助犬の育成（費用助成） ②地域における理解促進・普及啓発に要する費用 ③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用 が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成 28 年度調査に引き続き、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。

加えて、近年、国内外で重大な災害が多発しています。補助犬使用者と補助犬の安全と生命を守ることができるよう、行政と地域社会およびボランティアなどの連携による避難誘導などの災害対応を整備していくことが喫緊の課題となっています。そこで災害時への対応に関して回答して頂くことにしました。

ご多忙の折とは存じますが、 月 日 () までに E-mail または FAX でご返信下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。（返信先 E-mail:chousa.jsdrc@gmail.com FAX 番号：045-275-7771）

基本データ

政令市・中核市 _____
部署 _____ 担当課名 _____
担当者氏名 _____ [どちらかに○:専任・兼任] 専任 _____ 名 兼任 _____ 名
電 話 _____ FAX _____
今後の連絡先 e-mail _____

1、平成 29 年度（2017 年度）の貴政令市・中核市内における第二種社会福祉事業の届出の増減について
うかがいます。

① 平成 29 年度に貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか？訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。（※[厚労省ほじょ犬 HP 参照](#)）

盲導犬： a. ある

訓練事業者名 () 届出日 (年 月 日)

b. ない

介助犬： a. ある

訓練事業者名 () 届出日 (年 月 日)

b. ない

聴導犬： a. ある

訓練事業者名 () 届出日 (年 月 日)

b. ない

② 平成 29 年度内に、貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

盲導犬：訓練事業者名 () 届出日 (年 月 日)

介助犬：訓練事業者名（ ） 届出日（ 年 月 日）

聴導犬：訓練事業者名（ ） 届出日（ 年 月 日）

育成促進事業

2、貴政令市・中核市に補助犬使用者はいますか？

盲導犬： a. いる（ 人） b. いない c. 不明

介助犬： a. いる（ 人） b. いない c. 不明

聴導犬： a. いる（ 人） b. いない c. 不明

3. 平成 29 年度（2017 年度）の補助犬の希望者はいましたか？ 希望者がいた場合には件数をご記入願います。

盲導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし c. 不明

介助犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし c. 不明

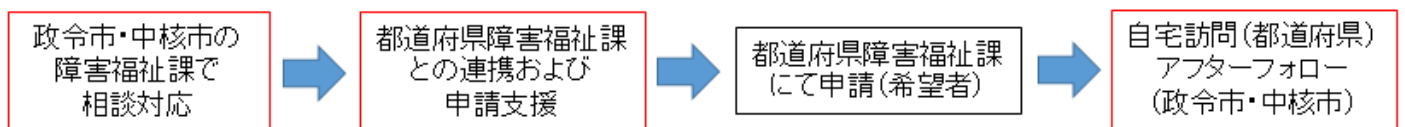
聴導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし c. 不明

参考：以下は都道府県事業でもある「助成候補者決定」における調査や評価についての流れです。

補助犬希望者によっては、始めに在住の政令市・中核市に相談に訪れる場合もあります。

その場合には、以下のような対応をお願い致します。

(赤枠部分が政令市・中核市にご対応いただく部分です)



理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 27 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

4. 貴政令市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。

また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用について、都道府県との連携の有無（補助犬育成促進事業による費用の助成を都道府県に申請しているかどうか）についてもご回答ください。

1) 助成施策（例：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

①2017 年度： 実施している / 実施していない

②2018 年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2017 年度 実施			有 ・ 無
2018 年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

2) 理解促進（例：市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修会）

①2017 年度： 実施している / 実施していない

②2018 年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2017 年度 実施			有 ・ 無
2018 年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

3) 啓発活動(例:補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催 等)

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

4) ニーズ並びに供給体制の把握 (例: 補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等)

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

5) 連携体制 (例: 補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている、他の地方自治体との連携等) の取り組み

①2017年度： 実施している / 実施していない

②2018年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2017年度 実施			有 ・ 無
2018年度 実施予定			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

相談・問い合わせ

5. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

6. 平成29年度（2017年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対処内容をご記入下さい。※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
介助犬訓練事業者に関する紹介	件	件	件	件	件	件	件

介や相談							
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

	具体的な内容	対処内容
①		

7. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

その他・意見等

8. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

災害時等における補助犬使用者に関する安全・安心に関する特別設問

補助犬使用者と補助犬の安全と生命を守ることができるように、行政と地域社会およびボランティアなどの連携による避難誘導などの災害対応を整備していくことが喫緊の課題となっています。

補助犬同伴避難（補助犬と補助犬使用者が避難所内の同じ生活圏内で避難生活を送ること）について、貴政令市や中核市、障害福祉課で何か取り組みを行っていますか。

- a. 政令市・中核市単位で取り組んでいる

→主に取り組んでいる部署名（ ）

具体的な内容 例：地域防災計画内に補助犬同伴避難について明記している等

- b. 障害福祉課でも積極的に取り組んでいる

→具体的な内容 例：防災担当の部署と連携を図り、マニュアルの作成などに協力している

- c. 特に取り組みは行っていない

※ 全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただきます。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL：045-275-7770 FAX：045-275-7771

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況

補助犬別実働頭数（平成 31 年 3 月 1 日現在） 盲導犬：928 頭 介助犬：65 頭 聴導犬：68 頭

* 盲導犬実働頭数については(社福)日本盲人社会福祉施設協議会支援部盲導犬委員会による年次報告書 (H31.3.1) の値

都道府県	盲導犬	介助犬	聴導犬
北海道	50	2	
青森県	6		
岩手県	10	4	
宮城県	24	1	
秋田県	12	1	
山形県	7		
福島県	17		
茨城県	15		
栃木県	11	2	
群馬県	8	1	1
埼玉県	46	2	7
千葉県	29	1	1
東京都	105	6	16
神奈川県	66	11	3
新潟県	31		3
富山県	7		
石川県	15	1	
福井県	6		
山梨県	18		
長野県	18	3	
岐阜県	7	1	
静岡県	40	2	2
愛知県	34	3	
三重県	10	1	
滋賀県	11	2	3
京都府	12	4	3
大阪府	61	7	14
兵庫県	45	2	1
奈良県	18		6
和歌山県	4		3
鳥取県	5		
島根県	13		
岡山県	16	2	
広島県	22		
山口県	16		
徳島県	2	2	1
香川県	7		
愛媛県	13	1	2
高知県	6	1	
福岡県	25		
佐賀県	5		
長崎県	4		1
熊本県	4		
大分県	12	1	
宮崎県	10		
鹿児島県	17		
沖縄県	8	1	1
合計	928	65	68
根拠法令	道路交通法施行令第8条2	身体障害者補助犬法第16条	

出典：厚生労働省 身体障害者補助犬ウェブサイト

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hojoken/index.html)



日本補助犬情報センター

JAPANESE SERVICE DOG RESOURCE CENTER

発行者 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

Japanese service dog resource center

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1-203

TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771

e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp>

(禁無断転載・無断転用)